

豊島区地域防災計画 令和元年修正（案）

新旧対照表

豊島区地域防災計画(平成元年修正 新旧対照表)

【 I 総則】

現行 の頁	現 行	修 正 案	
3	第1章 計画の方針 第3節 計画の前提 1 「Ⅱ 震災対策編」 ○ 東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月)」及び「東京都地域防災計画(平成26年修正・平成26年7月)」を前提とする。	第1章 計画の方針 第3節 計画の前提 1 「Ⅱ 震災対策編」 ○ 東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月)」及び「東京都地域防災計画(令和元年修正・令和元年7月)」を前提とする。	東京都総務局より修正
4	4 平成30年修正のポイント ○ 「豊島区業務継続計画」の改定にあわせて、災害時における区の業務継続体制の強化・充実	4 <u>令和元年修正のポイント</u> ○ <u>令和元年10月12日の台風19号対応で得た教訓の反映及び風水害時の態勢の強化・充実</u> ○ <u>東京都地域防災計画(令和元年修正)及び平成31年度(令和元年度)東京都水防計画の反映</u>	防災危機管理課より修正
9	第3章 計画の前提条件 第2節 首都直下地震等による東京の被害想定 第2 豊島区に係る被害想定 2 前提とする震災のシナリオ ○ がれき、生ごみ等の大量発生	第3章 計画の前提条件 第2節 首都直下地震等による東京の被害想定 第2 豊島区に係る被害想定 2 前提とする震災のシナリオ ○ <u>災害廃棄物</u> 、生ごみ等の大量発生	東京都環境局より修正
11	第4章 減災目標 豊島区は、「東京都地域防災計画 震災編(平成26年修正)」で示された「被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)」や区の防災施策による効果を踏まえた減災目標を掲げるとと	第4章 減災目標 豊島区は、「東京都地域防災計画 震災編(令和元年修正)」で示された「被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)」や区の防災施策による効果を踏まえた減災目標を掲げるととも	東京都より修正

現行 の頁	現 行	修 正 案									
16	<p>もに、目標の達成をめざして、国や東京都、区民、事業者と協力して対策を推進していく。</p> <p><目標を達成するための主な対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率を平成32年度までに95%にする。 ・木造住宅密集地域（整備地域）の不燃化領域率を平成32年度までに70%にする。 ・主要な都市計画道路（整備地域）の整備率を平成32年度までに100%にする。 <p>第6章 防災関係機関業務大綱</p> <p>第2 区（災害対策本部）</p> <table border="1" data-bbox="257 879 1030 1026"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対環境清掃部</td> <td>(6) がれき集積場所の確保・管理・運営に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務または業務の大綱	災対環境清掃部	(6) がれき集積場所の確保・管理・運営に関すること。	<p>に、目標の達成をめざして、国や東京都、区民、事業者と協力して対策を推進していく。</p> <p><目標を達成するための主な対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率を令和2年度末までに95%、<u>令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。</u> ・木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率を<u>早期に</u>70%にする。 ・<u>特定整備路線を一日も早く全線整備する。</u> <p>第6章 防災関係機関業務大綱</p> <p>第2 区（災害対策本部）</p> <table border="1" data-bbox="1061 879 1834 1026"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対環境清掃部</td> <td>(6) <u>災害廃棄物の</u>集積場所の確保・管理・運営に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務または業務の大綱	災対環境清掃部	(6) <u>災害廃棄物の</u> 集積場所の確保・管理・運営に関すること。	<p>東京都環境局より修正</p>
機関の名称	事務または業務の大綱										
災対環境清掃部	(6) がれき集積場所の確保・管理・運営に関すること。										
機関の名称	事務または業務の大綱										
災対環境清掃部	(6) <u>災害廃棄物の</u> 集積場所の確保・管理・運営に関すること。										

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
33	第1部 災害予防計画 第1章 地震に強い社会づくり 第4節 出火、延焼等の防止 第1 出火の防止 10 住民指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の発達段階に応じた初期消火訓練の推進 	第1部 災害予防計画 第1章 地震に強い社会づくり 第4節 出火、延焼等の防止 第1 出火の防止 10 住民指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の発達段階に応じた<u>総合防災教育</u>の推進 	東京消防庁より 修正
34	第3 火災の拡大防止 3 消防団体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の<u>確保策</u>を推進し、都民に対する防災指導體制の充実を図るとともに、<u>消防団組織を強化するほか、団本部機能を確保した。</u> (中略) (4) 消防団の任務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団は、地域に密着した消防機関として分団<u>受持</u>区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導をする一方、火災その他の災害に対しては現有装備を活用し消防活動にあたる。 (中略) カ 避難場所の防護等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保 	第3 火災の拡大防止 3 消防団体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員<u>及び学生団員</u>等、消防団員の<u>確保</u>を推進し、都民に対する防災指導體制の充実を図るとともに、消防団の<u>組織力を強化した。</u> (中略) (4) 消防団の任務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団は、地域に密着した消防機関として分団<u>受け持ち</u>区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導をする一方、<u>震災、水災、</u>火災その他の災害に対しては現有装備を<u>最大限に</u>活用し消防活動にあたる。 (中略) カ 避難場所の防護等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と<u>連携を密にして</u>、避難者の安全確保と 	東京消防庁より 修正

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考												
36	<p>と避難場所の防護活動を行う。</p> <p>第5節 避難行動要支援者等の安全確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p>2 避難行動要支援者等の情報の共有</p> <p>(1) 内部共有名簿</p> <p>○ 区は、～(中略)、防災危機管理課と保健福祉で共有する。</p>	<p>避難場所の防護活動を行う。</p> <p>第5節 避難行動要支援者等の安全確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p>2 避難行動要支援者等の情報の共有</p> <p>(1) 内部共有名簿</p> <p>○ 区は、～(中略)、防災危機管理課と保健福祉部で共有する。</p>	<p>防災危機管理課より修正</p>												
38		<p>【新規】</p> <p>5 総合的な防火防災診断</p> <p><u>区は、消防署が実施する総合的な防火防災診断に積極的に協力し、震災時における室内の安全確保、火災発生未然防止、その他家庭内における各種事故防止に努める。</u></p>	<p>東京消防庁より修正</p>												
40	<p>第6節 ボランティア</p> <p>第3 都におけるボランティア</p> <p>1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センターとの連携</p> <table border="1" data-bbox="255 1166 1030 1410"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都生活文化局</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施</td> </tr> </tbody> </table>	所管	活動内容	都生活文化局	(中略)		○ 区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施	<p>第6節 ボランティア</p> <p>第3 都におけるボランティア</p> <p>1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センターとの連携</p> <table border="1" data-bbox="1057 1166 1832 1315"> <thead> <tr> <th>所管</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都生活文化局</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【削除】</td> </tr> </tbody> </table>	所管	活動内容	都生活文化局	(中略)		【削除】	<p>東京都生活文化局より修正</p>
所管	活動内容														
都生活文化局	(中略)														
	○ 区市町村災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施														
所管	活動内容														
都生活文化局	(中略)														
	【削除】														

現行 の頁	現 行				修 正 案				備 考
41	2 東京都防災ボランティア等との連携				2 東京都防災ボランティア等との連携				建築課より修正
	所管	要件	活動内容	備考	所管	要件	活動内容	備考	
	都都市整 備局	(省略)	(省略)	平成30年度 豊島区在住登録者数 186名	都都市整 備局	(省略)	(省略)	令和元年度 豊島区在住登録者数 <u>191</u> 名	
42	4 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動 (中略) ○ また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、豊島、池袋消防ボランティアの一層の充実強化を図る。さらに、救助資器材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。 ○ 各署消防ボランティアは、～(省略)。				4 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動 (中略) ○ また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、豊島、池袋災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。さらに、救助資器材を整備し、震災時の消防隊と連携した活動能力向上を図る。 ○ 各署災害時支援ボランティアは、～(省略)。				東京消防庁より修正
	所管	要件	活動内容		所管	要件	活動内容		
	東京 消防 庁	(中略) (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	平常時には、以下の活動を実施 (中略) (3) その他、登録消防署の要請による活動		東京 消防 庁	(中略) (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	平常時には、以下の活動を実施 (中略) <u>(3) 地域の防災リーダーとして、地域の防火</u>		

現行 の頁	現 行	修 正 案		備 考
54	<p>第2章 地震に強い都市づくり</p> <p>第2節 木密密集市街地における防災都市づくりの推進</p> <p>第2 木密地域不燃化10年プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都は、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を策定した。首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、都内の木密地域を早期に「燃え広がらない・燃えないまち」にするため、10年間(平成32年度まで)の集中的・重点的な取り組みを定めたものである。 ○ 豊島区内では、～(中略)。不燃化特区では、建替え促進助成や老朽建築物除却助成などによる不燃建築物への建替え促進、防火規制の強化など、支援策と規制・誘導策を重層的に実施し、平成32年度までに、延焼による焼失をゼロ(不燃領域率70%)とすることを目標とする。 	<p>第2章 地震に強い都市づくり</p> <p>第2節 木密密集市街地における防災都市づくりの推進</p> <p>第2 木密地域不燃化10年プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都は、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を策定した。首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、都内の木密地域を早期に「燃え広がらない・燃えないまち」にするため、10年間(令和2年度まで)の集中的・重点的な取り組みを定めたものである。 ○ 豊島区内では、～(中略)。不燃化特区では、建替え促進助成や老朽建築物除却助成などによる不燃建築物への建替え促進、防火規制の強化など、支援策と規制・誘導策を重層的に実施し、<u>早期に</u>、延焼による焼失をゼロ(不燃領域率70%)とすることを目標とする。 	<p><u>危険物取扱者等)</u></p> <p><u>防災訓練における指</u> <u>導</u> (<u>4</u>) その他、登録消防署の要請による活動</p>	<p>東京都より修正</p> <p>学校施設課より修正</p>
56	<p>第3節 オープンスペースの確保</p> <p>第3 学校の校庭等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区(教育部学校施設課)は、学校改築時等に防災トイレ 	<p>第3節 オープンスペースの確保</p> <p>第3 学校の校庭等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区(教育部学校施設課)は、学校改築時等に防災トイレ 		

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
58	<p>及び防災井戸を整備し、<u>維持管理</u>する。</p> <p>第7節 帰宅困難者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、計画に基づき、民間都市再生事業や公共都市基盤整備の進展にあわせて、事業者、エリアマネジメント組織、行政などの公民連携により、都市開発事業等を通じて都市再生安全確保施設の整備や管理に取り組み、災害に強いエリアとして池袋駅周辺地域のブランド・価値の向上及び都市の国際競争力を強化していく。 ○ 池袋駅西口地区や南池袋二丁目C地区、東池袋四丁目2番街区地区などの市街地再開発事業等にあわせて、一時滞在施設や退避経路、備蓄倉庫等を確保する。 ○ また、池袋駅周辺地域以外についても、都市開発事業等にあわせて一時滞在施設や退避経路等を確保する。 	<p>及び防災井戸を整備する。</p> <p>第7節 帰宅困難者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、計画に基づき、民間都市再生事業や公共都市基盤整備の進展にあわせて、事業者、エリアマネジメント組織、行政などの公民連携により、都市開発<u>制度</u>等を通じて都市再生安全確保施設の整備や管理に取り組み、災害に強いエリアとして池袋駅周辺地域のブランド・価値の向上及び都市の国際競争力を強化していく。 ○ 池袋駅西口地区や<u>東池袋一丁目地区</u>、南池袋二丁目C地区、東池袋四丁目2番街区地区などの市街地再開発事業等にあわせて、一時滞在施設や退避経路、備蓄倉庫等を確保する。 ○ また、池袋駅周辺地域以外についても、都市開発<u>制度</u>等にあわせて一時滞在施設や退避経路等を確保する。 	<p>都市計画課より修正</p>
59	<p>第3章 施設・構造物等の安全化</p> <p>第1節 道路及び鉄道施設の安全化</p> <p>1 施設の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」(国土交通省道路局長、都市局長通達：平成24年2月)及び「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会：平成24年3月)に基づき、地質・構造等の状況に応 	<p>第3章 施設・構造物等の安全化</p> <p>第1節 道路及び鉄道施設の安全化</p> <p>1 施設の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」(国土交通省道路局長、都市局長通達：平成<u>29年7</u>月)及び「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会：平成<u>29年11</u>月)に基づき、地質・構造等の状況に 	<p>道路整備課より修正</p>

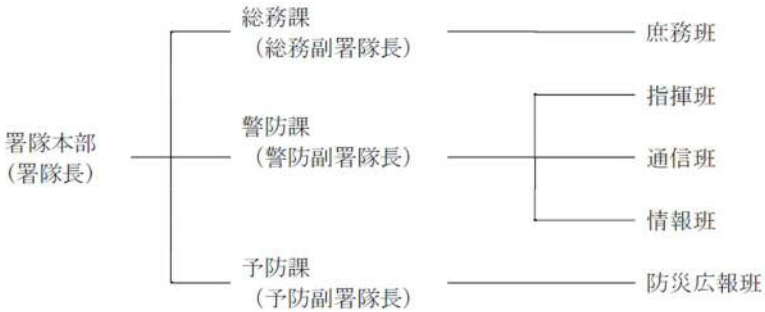

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
62	<p>じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう、安全性を強化する対策を実施している。</p> <p>第2節 ライフライン施設の安全化</p> <p>第1 水道施設</p> <p>2 施設の耐震性の強化</p> <p>(2) 給水管</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>私道内</u>の給水管の耐震強度を目的として、配水小管を布設し、給水管を整理・統合する事業を推進している。 ○ さらに、東日本大震災の際、都内の給水管被害の大部分を塩化ビニル管の破損・抜け出しが占めたことを踏まえ、塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替える取組を推進している。 	<p>じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう、安全性を強化する対策を実施している。</p> <p>第2節 ライフライン施設の安全化</p> <p>第1 水道施設</p> <p>2 施設の耐震性の強化</p> <p>(2) 給水管</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水管の耐震<u>強化と漏水の未然防止</u>を目的として、<u>私道内</u>に配水小管を布設し、給水管を整理・統合する事業を推進している。 ○ さらに、東日本大震災の際、都内の給水管被害の大部分を塩化ビニル管の破損・抜け出しが占めたことを踏まえ、<u>私道内</u>の塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替える取組を推進している。 	<p>東京都水道局より修正</p>
63	<p>第2 下水道施設</p> <p>1 施設の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内の施設の現況は、普及人口284,921人、管渠延長397,911m、普及率100%である(平成29年度末)。 <p>3 事業計画</p> <p>(1) 管渠施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所、災害拠点病院などから排水を受け入れる<u>公共ま</u> 	<p>第2 下水道施設</p> <p>1 施設の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内の施設の現況は、普及人口284,921人、<u>管き</u>上延長<u>397,656</u>m、普及率100%である(平成<u>30</u>年度末)。 <p>3 事業計画</p> <p>(1) <u>管路</u>施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所、災害拠点病院などから排水を受け入れる下水道 	<p>東京都下水道局より修正</p>

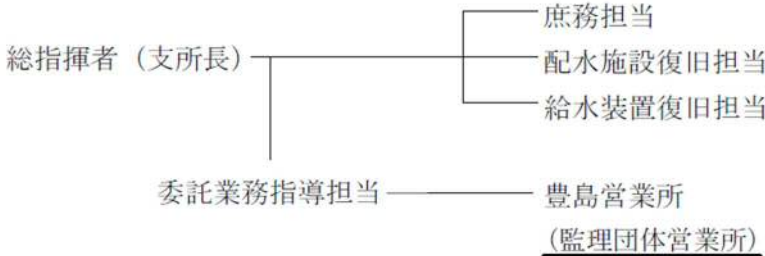

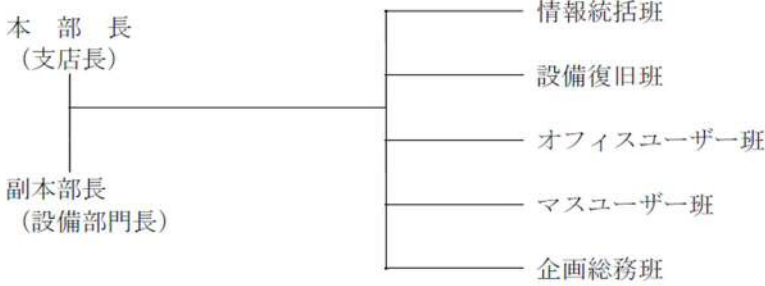
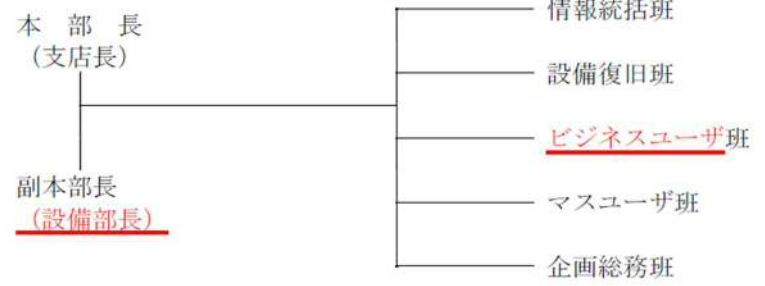
現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
65	<p><u>す</u>と取付管、下水道管とマンホールの接続部の耐震化を平成25年度末に完了した。</p> <p>(2) 管渠破損等の補修及び改良等</p> <p>○ 管渠の破損等による下水道機能の低下を防止するため、下水管渠の点検、掃除及び補修または改良を行っている。</p> <p>第6 共同溝</p> <table border="1" data-bbox="255 683 1016 1219"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>現況及び整備計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁</td> <td> <p>○ 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。</p> <p>○ ずい道工事等の工事施工者に、火災予防条例第60条の2に基づき、火災等の<u>災害</u>予防計画を作成させる。</p> <p>○ 非常用設備の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 建築物等の安全化</p>	機関名	現況及び整備計画	東京消防庁	<p>○ 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。</p> <p>○ ずい道工事等の工事施工者に、火災予防条例第60条の2に基づき、火災等の<u>災害</u>予防計画を作成させる。</p> <p>○ 非常用設備の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。</p>	<p>管とマンホールの接続部の耐震化を平成25年度末に完了した。</p> <p>(2) <u>管きよ</u>破損等の補修及び改良等</p> <p>○ <u>管きよ</u>の破損等による下水道機能の低下を防止するため、下水<u>管きよ</u>の点検、掃除及び補修または改良を行っている。</p> <p>第6 共同溝</p> <table border="1" data-bbox="1057 683 1818 1171"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>現況及び整備計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁</td> <td> <p>○ 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等に、<u>通信ケーブル等を敷設する者</u>に対し、火災予防条例第59条の2に基づき、消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。</p> <p>○ ずい道工事等の工事施工者に、火災予防条例第60条の2に基づき、火災等の予防計画の<u>作成及び届出を義務付けている。</u></p> <p>○ <u>(削除)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第6節 建築物等の安全化</p>	機関名	現況及び整備計画	東京消防庁	<p>○ 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等に、<u>通信ケーブル等を敷設する者</u>に対し、火災予防条例第59条の2に基づき、消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。</p> <p>○ ずい道工事等の工事施工者に、火災予防条例第60条の2に基づき、火災等の予防計画の<u>作成及び届出を義務付けている。</u></p> <p>○ <u>(削除)</u></p>	<p>東京消防庁より修正</p>
機関名	現況及び整備計画										
東京消防庁	<p>○ 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。</p> <p>○ ずい道工事等の工事施工者に、火災予防条例第60条の2に基づき、火災等の<u>災害</u>予防計画を作成させる。</p> <p>○ 非常用設備の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。</p>										
機関名	現況及び整備計画										
東京消防庁	<p>○ 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等に、<u>通信ケーブル等を敷設する者</u>に対し、火災予防条例第59条の2に基づき、消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。</p> <p>○ ずい道工事等の工事施工者に、火災予防条例第60条の2に基づき、火災等の予防計画の<u>作成及び届出を義務付けている。</u></p> <p>○ <u>(削除)</u></p>										
68	<p>第1 防火地域の指定</p> <p>○ 区も、この方針に基づき、防火地域の指定拡大や区内1</p>	<p>第1 防火地域の指定</p> <p>○ 区も、この方針に基づき、防火地域の指定拡大や区内1</p>	<p>都市計画課より修正</p>								

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考																
69	<p>2の主要幹線道路での路線式30メートルの防火地域指定に取り組んできたが、<u>区</u>の不燃化率(耐火+準耐火建築面積の割合)は建築面積で68.6%(平成23年度土地利用現況調査)であり、都市防災上の目標値とされる70%を少し下回っている。</p> <p>○ <u>従って</u>、今後も都市計画道路の整備にあわせて路線式による防火地域を指定し、不燃化率の向上に継続して努める。</p> <p>第2 建築物等の耐震・不燃化・適正な維持管理 1 耐震改修促進計画の推進 (1) 住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">建築物の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">耐震化率</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">平成29年度末</th> <th style="width: 50%;">目標 平成32年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 区有施設の耐震化・不燃化・適正な維持管理 (1) 基本方針 ○ 今後は、老朽化施設の建替えや全面改修の検討をするともに、小中学校以外の区有施設の耐震性能の向上を図っていく。</p> <p>(2) 小中学校以外の区有施設 (3) 小中学校等</p>	建築物の種類	耐震化率		平成29年度末	目標 平成32年度末				<p>2の主要幹線道路での路線式30メートルの防火地域指定に取り組んできた。<u>区</u>の不燃化率(耐火+準耐火建築面積の割合)は建築面積で<u>72.7%</u>(平成<u>28</u>年度土地利用現況調査)であり、都市防災上の目標値とされる70%を<u>上回っている</u>。</p> <p>○ 今後も都市計画道路の整備にあわせて路線式による防火地域を指定し、不燃化率の向上に継続して努める。</p> <p>第2 建築物等の耐震・不燃化・適正な維持管理 1 耐震改修促進計画の推進 (1) 住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">建築物の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">耐震化率</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">平成29年度末</th> <th style="width: 50%;">目標 <u>令和2</u>年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 区有施設の耐震化・不燃化・適正な維持管理 (1) 基本方針 ○ 今後は、老朽化施設の建替えや全面改修の検討をするともに、<u>小・</u>中学校以外の区有施設の耐震性能の向上を図っていく。</p> <p>(2) <u>小・</u>中学校以外の区有施設 (3) <u>小・</u>中学校等</p>	建築物の種類	耐震化率		平成29年度末	目標 <u>令和2</u> 年度末				<p>防災危機管理課より修正</p> <p>学校施設課より修正</p>
建築物の種類	耐震化率																		
	平成29年度末	目標 平成32年度末																	
建築物の種類	耐震化率																		
	平成29年度末	目標 <u>令和2</u> 年度末																	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
70	4 医療機関の耐震化 ○ 後方医療施設について、耐震診断助成等の活用を推進し、重点的に耐震化を図る。	4 医療機関の耐震化 ○ 後方医療施設について、耐震診断助成等の活用を推進し、重点的に耐震化を図る。	東京都福祉保健局より修正
72	第8節 崖・擁壁、急傾斜地、ブロック塀等の崩・倒壊防止 第3 ブロック塀等の倒壊防止	第8節 崖・擁壁、急傾斜地、ブロック塀等の崩・倒壊防止 第3 ブロック塀等の倒壊防止 <u>【新規】6 ブロック塀等改善工事補助事業</u> <u>○ 区では、平成23年度より、道路等に面するブロック塀等の所有者に、改善工事にかかる費用の一部を助成している。</u>	建築課より修正
73	第9節 文化財施設の安全対策 4 防災訓練の実施	第9節 文化財施設の安全対策 4 <u>自衛消防</u> 訓練の実施	東京消防庁より修正

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考				
79	第2部 災害応急対策計画 第1章 応急活動態勢 第2節 豊島区災害対策本部の組織・運営 第4 区災害対策本部の組織・運営 3 組織図	第2部 災害応急対策計画 第1章 応急活動態勢 第2節 豊島区災害対策本部の組織・運営 第4 区災害対策本部の組織・運営 3 組織図	防災危機管理課より修正				
	<table border="1"> <tr> <td>本部長</td> <td>区長</td> </tr> </table>	本部長		区長	<table border="1"> <tr> <td>本部長</td> <td>区長</td> </tr> </table>	本部長	区長
	本部長	区長					
	本部長	区長					
	<table border="1"> <tr> <td>副本部長</td> <td>副区長、教育長</td> </tr> </table>	副本部長		副区長、教育長	<table border="1"> <tr> <td>副本部長</td> <td>副区長、教育長</td> </tr> </table>	副本部長	副区長、教育長
副本部長	副区長、教育長						
副本部長	副区長、教育長						
<table border="1"> <tr> <td>危機管理監</td> <td>危機管理監</td> </tr> </table>	危機管理監	危機管理監	<table border="1"> <tr> <td>危機管理監</td> <td>危機管理監</td> </tr> </table>	危機管理監	危機管理監		
危機管理監	危機管理監						
危機管理監	危機管理監						
<table border="1"> <tr> <td>本部員</td> <td>政策経営部長、総務部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、健康担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長、男女平等推進センター長</td> </tr> </table>	本部員	政策経営部長、総務部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、健康担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長、男女平等推進センター長	<table border="1"> <tr> <td>本部員</td> <td>政策経営部長、総務部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、健康担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長、男女平等推進センター所長、<u>広報課長</u></td> </tr> </table>	本部員	政策経営部長、総務部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、健康担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長、男女平等推進センター所長、 <u>広報課長</u>		
本部員	政策経営部長、総務部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、健康担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長、男女平等推進センター長						
本部員	政策経営部長、総務部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、施設整備担当部長、国際文化プロジェクト推進担当部長、健康担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長、男女平等推進センター所長、 <u>広報課長</u>						

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考												
87	<p>第3節 東京都関係機関の活動態勢</p> <p>第2 東京消防庁</p> <p>1 大震火災時</p>  <p>2 分掌事務</p> <p style="text-align: center;">消防団本部 (豊島・池袋)</p> <table border="1" data-bbox="250 925 1025 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当</th> <th>震災時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>各副団長 団本部員</td> <td>(1 3) 資器材等の調達に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		担当	震災時	団長	各副団長 団本部員	(1 3) 資器材等の調達に関すること	<p>第3節 東京都関係機関の活動態勢</p> <p>第2 東京消防庁</p> <p>1 大震火災時</p>  <p>2 分掌事務</p> <p style="text-align: center;">消防団本部 (豊島・池袋)</p> <table border="1" data-bbox="1052 925 1827 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当</th> <th>震災時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>各副団長 団本部員</td> <td>(1 3) 資機材等の調達に関すること</td> </tr> </tbody> </table>		担当	震災時	団長	各副団長 団本部員	(1 3) 資機材等の調達に関すること	<p>東京消防庁より修正</p>
	担当	震災時													
団長	各副団長 団本部員	(1 3) 資器材等の調達に関すること													
	担当	震災時													
団長	各副団長 団本部員	(1 3) 資機材等の調達に関すること													

現行の頁	現 行	修 正 案	備 考
90	<p>第4 水道局</p> <p style="text-align: center;">水道局中央支所 (平成27年4月組織改正による変更)</p> 	<p>第4 水道局</p> <p style="text-align: center;">水道局中央支所 (平成<u>31</u>年4月<u>呼称変更</u>による)</p> 	<p>東京都水道局より 修正</p>
91	<p>第4節 防災関係機関の活動態勢</p> <p>第2 東日本電信電話株式会社</p> <p style="text-align: center;">NTT東日本</p> 	<p>第4節 防災関係機関の活動態勢</p> <p>第2 東日本電信電話株式会社</p> <p style="text-align: center;">NTT東日本 <u>(東京北支店)</u></p> 	<p>株式会社NTT東 日本-南関東より 修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考							
102	第2章 情報の収集・伝達 第5節 被害状況の調査・報告 第3 各機関の調査・報告体制	第2章 情報の収集・伝達 第5節 被害状況の調査・報告 第3 各機関の調査・報告体制	東京消防庁より修正							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁</td> <td> 1 報告・情報交換 ○ 次の手段により収集した情報をとりまとめ、区に報告するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 (中略) ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、<u>巡回情報収集班等</u>による被害状況の把握 </td> </tr> </tbody> </table>	機関		内容	東京消防庁	1 報告・情報交換 ○ 次の手段により収集した情報をとりまとめ、区に報告するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 (中略) ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、 <u>巡回情報収集班等</u> による被害状況の把握	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁</td> <td> 1 報告・情報交換 ○ 次の手段により収集した情報をとりまとめ、区に<u>情報提供</u>するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報<u>共有</u>を図る。 (中略) ・ 消防車両、情報活動隊、<u>広報車隊等</u>による被害状況の把握 </td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	東京消防庁
機関	内容									
東京消防庁	1 報告・情報交換 ○ 次の手段により収集した情報をとりまとめ、区に報告するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 (中略) ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、 <u>巡回情報収集班等</u> による被害状況の把握									
機関	内容									
東京消防庁	1 報告・情報交換 ○ 次の手段により収集した情報をとりまとめ、区に <u>情報提供</u> するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報 <u>共有</u> を図る。 (中略) ・ 消防車両、情報活動隊、 <u>広報車隊等</u> による被害状況の把握									
104	第6節 災害時の広報・広聴 第1 区の広報体制 4 避難勧告等の情報伝達 (2) 伝達する情報 ・ 避難準備情報	第6節 災害時の広報・広聴 第1 区の広報体制 4 避難勧告等の情報伝達 (2) 伝達する情報 ・ 避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	東京都総務局より修正							
105	第2 各機関の広報活動	第2 各機関の広報活動	東京消防庁より修正							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> 2 広報手段 ○ ホームページ、メールマガジン及びSNS等を活用した情報提供 </td> </tr> </tbody> </table>	区分		内容	消防署	2 広報手段 ○ ホームページ、メールマガジン及びSNS等を活用した情報提供	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> 2 広報手段 ○ <u>東京消防庁</u>ホームページ、<u>アプリ</u>、メールマガジン及びSNS等を活用した情報提供 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	消防署
区分	内容									
消防署	2 広報手段 ○ ホームページ、メールマガジン及びSNS等を活用した情報提供									
区分	内容									
消防署	2 広報手段 ○ <u>東京消防庁</u> ホームページ、 <u>アプリ</u> 、メールマガジン及びSNS等を活用した情報提供									

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
118	<p>第4章 応援・受援体制の整備 第3節 業務継続・受援体制の整備 第1 業務継続体制の整備 1 業務継続計画の策定 ○ 区は、平成25年4月に「豊島区業務継続」を策定し、～（省略）。</p> <p>○ しかし、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、区においても受援体制を整備する機会にあわせて、業務継続計画を見直し、災害時の「非常時優先業務」である応急対策業務、優先度の高い復旧・復興対策業務及び優先度の高い通常業務を確実に実施できる体制を強化していく。</p> <p>2 受援計画との一体的な運用 ○ 今後、<u>業務継続計画の見直し</u>と「豊島区災害時受援・応援計画」（以下「受援計画」という。）の策定し、一体的に運用することにより、災害時に区職員のみで実施する業務、他自治体等からの応援職員が担う業務、区職員と他自治体等の応援職員が協力して取り組む業務の検討を進め、実効性のある計画としていく。</p> <p>第2 受援体制の整備 3 受援担当の設置</p>	<p>第4章 応援・受援体制の整備 第3節 業務継続・受援体制の整備 第1 業務継続体制の整備 1 業務継続計画の策定及び見直し</p> <p>○ 区は、平成<u>24年5月</u>に「豊島区業務継続」を策定し、～（省略）。</p> <p>○ しかし、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、<u>平成31年3月に業務継続計画【地震編】を改定し</u>、災害時の「非常時優先業務」である応急対策業務、優先度の高い復旧・復興対策業務及び優先度の高い通常業務を確実に実施できる体制を強化<u>した</u>。</p> <p>2 受援計画との一体的な運用 ○ 今後、「豊島区災害時受援応援計画」（以下「受援<u>応援</u>計画」という。）を策定し、<u>業務継続計画と</u>一体的に運用することにより、災害時に区職員のみで実施する業務、他自治体等からの応援職員が担う業務、区職員と他自治体等の応援職員が協力して取り組む業務の検討を進め、実効性のある計画としていく。</p> <p>第2 受援体制の整備 3 受援担当の設置</p>	<p>人事課・防災危機管理課より修正</p> <p>人事課・防災危機管理課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
119	<p>(1) 人的受援調整班 ・災害対策本部指令情報部に「人的受援調整班」を設置し、～(省略)。</p> <p>(3) 人的受援調整担当課 ・人的支援の受入に関する実務は、総務部(人事課)が担当し、都災害対策本部や特別区区長会事務局などとの調整にあたりとともに、防災危機管理課と連携して受援計画の策定・見直しに取り組む。</p> <p style="text-align: center;">人的受援体制の枠組み(図)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">指定情報部受援計画班</div> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都災害対策本部 ○特別区区長会 ○防災協定締結自治体 ○カウンターパート </div>	<p>(1) <u>受援計画班</u> ・災害対策本部指令情報部に「<u>受援計画班</u>」を設置し、～(省略)。</p> <p>(3) 人的受援調整担当課 ・人的支援の受入に関する実務は、総務部(人事課)が担当し、都災害対策本部や<u>特別区長会事務局</u>などとの調整にあたりとともに、防災危機管理課と連携して受援計画の策定・見直しに取り組む。</p> <p style="text-align: center;">人的受援体制の枠組み(図)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">指<u>令</u>情報部受援計画班</div> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都災害対策本部 ○<u>特別区長会</u> ○防災協定締結自治体 ○カウンターパート </div>	
130	<p>第7章 消防・危険物対策 第1節 消防活動 第1 震災消防態勢 3 震災消防活動</p>	<p>第7章 消防・危険物対策 第1節 消防活動 第1 震災消防態勢 3 震災消防活動</p>	<p>東京都環境局より 修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
133	<p>(3) 消火活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉鎖、がれき等により消火活動が困難な地域では、～(省略)。 <p>第2節 危険物等の対策</p> <p>第8 危険動物の逸走時対策</p> <table border="1" data-bbox="250 587 1025 735"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td>情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対応措置	消防署	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を実施する。	<p>(3) 消火活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路閉鎖、<u>災害廃棄物</u>等により消火活動が困難な地域では、～(省略)。 <p>第2節 危険物等の対策</p> <p>第8 危険動物の逸走時対策</p> <table border="1" data-bbox="1052 587 1827 735"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td>情報の<u>収集</u>及び伝達並びに<u>要救助者</u>の救助及び<u>傷病者</u>の搬送を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対応措置	消防署	情報の <u>収集</u> 及び伝達並びに <u>要救助者</u> の救助及び <u>傷病者</u> の搬送を実施する。	東京消防庁より修正
機関名	対応措置										
消防署	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を実施する。										
機関名	対応措置										
消防署	情報の <u>収集</u> 及び伝達並びに <u>要救助者</u> の救助及び <u>傷病者</u> の搬送を実施する。										
135	<p>第8章 救助・救急</p> <p>第1節 救助・救急活動態勢等</p> <table border="1" data-bbox="250 882 1025 1177"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資<u>機(器)</u>材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資<u>機(器)</u>材等に不足を生じた場合は、～(省略)。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対応措置	消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資<u>機(器)</u>材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資<u>機(器)</u>材等に不足を生じた場合は、～(省略)。 	<p>第8章 救助・救急</p> <p>第1節 救助・救急活動態勢等</p> <table border="1" data-bbox="1052 882 1827 1177"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊、<u>ポンプ隊</u>及び救急隊<u>等</u>が連携し、救助・救急資<u>器</u>材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資<u>器</u>材等に不足を生じた場合は、～(省略)。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対応措置	消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊、<u>ポンプ隊</u>及び救急隊<u>等</u>が連携し、救助・救急資<u>器</u>材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資<u>器</u>材等に不足を生じた場合は、～(省略)。 	東京消防庁より修正
機関名	対応措置										
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資<u>機(器)</u>材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資<u>機(器)</u>材等に不足を生じた場合は、～(省略)。 										
機関名	対応措置										
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊、<u>ポンプ隊</u>及び救急隊<u>等</u>が連携し、救助・救急資<u>器</u>材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資<u>器</u>材等に不足を生じた場合は、～(省略)。 										
137	<p>第9章 医療救護対策</p> <p>第2節 医療対策本部の設置等</p> <p>第2 医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの役割と活動</p>	<p>第9章 医療救護対策</p> <p>第2節 医療対策本部の設置等</p> <p>第2 医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの役割と活動</p>	東京都福祉保健局・地域保健課よ								

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
139	<p>1 医療対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急医療救護所や医療救護所、医療機関等の医療救護活動に関する情報、日赤・DMAT・医薬品・医療資機材等の人材や資機材の情報をもとに、医療救護活動全体に関する意思決定及び助言をする。 ○ 区は、収集した情報を帝京大学医学部附属病院に設置される医療対策拠点に報告するとともに、収集したうち必要な情報は区民へ広報する。 <p>2 区災害医療コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内・近隣の病院、区内の診療所、緊急医療救護所、医療救護所等の情報を一元的に収集し、円滑な医療スタッフの配置、負傷者の搬送等医療救護に関し医療対策本部（長）に助言をする。 <p>第3節 医療救護活動</p> <p>第2 緊急医療救護所</p> <p>1 緊急医療救護所の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急医療救護所では、傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置及び搬送調整を実施する。 ○ 緊急医療救護所は、発災時における負傷者のトリアージ、軽傷者への対応を目的とするため、負傷者への対応が落ち着く時期を目途に撤収する。 	<p>1 医療対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急医療救護所や<u>救援センター</u>医療救護所、医療機関等の医療救護活動に関する情報、日赤・DMAT・医薬品・医療資機材等の人材や資機材の情報をもとに、医療救護活動全体に関する意思決定及び助言をする。 ○ 区は、収集した情報を帝京大学医学部附属病院に設置される医療対策拠点に報告するとともに、収集した<u>情報の中で、必要なものは</u>区民へ広報する。 <p>2 区災害医療コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内・近隣の病院、区内の診療所、緊急医療救護所、<u>救援センター</u>医療救護所等の情報を一元的に収集し、円滑な医療スタッフの配置、負傷者の搬送等医療救護に関し医療対策本部（長）に助言をする。 <p>第3節 医療救護活動</p> <p>第2 緊急医療救護所</p> <p>1 緊急医療救護所の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急医療救護所では、傷病者のトリアージ、<u>重・中等症の応急処置と軽症者の治療</u>及び搬送調整を実施する。 ○ 緊急医療救護所は、発災時における負傷者のトリアージを<u>実施し、重症度に応じた適切かつ迅速な医療を提供すること</u>を目的とするため、負傷者への対応が落ち着く時期を目途に撤収する。 	<p>り修正</p> <p>東京都福祉保健局 より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
140	<p>4 搬送体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急医療救護所の至近病院で対応ができない重傷者・重篤者への対応については、災害拠点病院等へ搬送が必要である。 <p>第3 医療救護所</p> <p>1 医療救護所の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時、全地域本部に医療救護所を設置する。 ○ 医療救護所では、かすり傷や体調不良等の診療・相談等、軽傷者への対応を行うとともに、担当医師の責任において、できる限りの治療を実施する。 ○ 医療救護所の担当医師は、避難者の負傷状況等を確認し、地域本部を通じて医療対策本部へ状況を報告する。 ○ 医療救護所での治療が不可能な患者は、緊急医療救護所・医療機関等への搬送が必要となるため、今後、搬送方法についても検討する。 <p>2 参集態勢</p> <table border="1" data-bbox="250 1216 1032 1409"> <thead> <tr> <th>参集基準</th> <th>参集人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。</td> </tr> </tbody> </table>	参集基準	参集人員	(省略)	○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。	<p>4 搬送体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急医療救護所の至近病院で対応ができない重症者・重篤者への対応については、災害拠点病院等へ搬送が必要である。 <p>第3 <u>救援センター</u>医療救護所</p> <p>1 <u>救援センター</u>医療救護所の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時、全地域本部に<u>救援センター</u>医療救護所を設置する。 ○ <u>救援センター</u>医療救護所では、かすり傷や体調不良等の診療・相談等、<u>軽症者</u>への対応を行うとともに、担当医師の責任において、できる限りの治療を実施する。 ○ <u>救援センター</u>医療救護所の担当医師は、避難者の負傷状況等を確認し、地域本部を通じて医療対策本部へ状況を報告する。 ○ <u>救援センター</u>医療救護所での治療が不可能な患者は、緊急医療救護所・医療機関等への搬送が必要となるため、今後、搬送方法についても検討する。 <p>2 参集態勢</p> <table border="1" data-bbox="1050 1216 1832 1409"> <thead> <tr> <th>参集基準</th> <th>参集人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、<u>救援センター</u>医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。</td> </tr> </tbody> </table>	参集基準	参集人員	(省略)	○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、 <u>救援センター</u> 医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。	<p>東京都福祉保健局・地域保健課より修正</p>
参集基準	参集人員										
(省略)	○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。										
参集基準	参集人員										
(省略)	○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、 <u>救援センター</u> 医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。										

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考												
141	<p>第4 活動内容</p> <p>1 医師会等</p> <table border="1" data-bbox="250 443 1025 639"> <thead> <tr> <th></th> <th>活動内容</th> <th>活動場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会</td> <td>後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 その他の医療救護活動に係る事項</p> <p>1 看護師の確保</p> <p>○ 区は医師会と協力し、緊急医療救護所、医療救護所等において医療救護活動に従事可能な看護師の確保に努める。</p> <p>2 被服の整備</p> <p>○ 区は、都福祉保健局の定める統一的基準に準じて、被服を整備する。</p>		活動内容	活動場所	医師会	後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定		<p>第4 活動内容</p> <p>1 医師会等</p> <table border="1" data-bbox="1057 443 1832 639"> <thead> <tr> <th></th> <th>活動内容</th> <th>活動場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会</td> <td><u>災害拠点病院等</u>への搬送の要否及び搬送順位の決定</td> <td><u>※ 列中の「医療救護所」の文言を「救援センター医療救護所」に修正</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 その他の医療救護活動に係る事項</p> <p>1 看護師の確保</p> <p>○ 区は医師会と協力し、緊急医療救護所、<u>救援センター</u>医療救護所等において医療救護活動に従事可能な看護師の確保に努める。</p> <p>2 被服の整備</p> <p>○ 区は、都福祉保健局が策定する<u>災害時医療救護活動ガイドライン</u>に準じて、被服を整備する。</p>		活動内容	活動場所	医師会	<u>災害拠点病院等</u> への搬送の要否及び搬送順位の決定	<u>※ 列中の「医療救護所」の文言を「救援センター医療救護所」に修正</u>	<p>東京都福祉保健局・地域保健課より修正</p> <p>東京都福祉保健局・地域保健課より修正</p>
	活動内容	活動場所													
医師会	後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定														
	活動内容	活動場所													
医師会	<u>災害拠点病院等</u> への搬送の要否及び搬送順位の決定	<u>※ 列中の「医療救護所」の文言を「救援センター医療救護所」に修正</u>													
142	<p>4 医療費</p> <p>○ 緊急医療救護所、医療救護所における医療費は無料とする。</p> <p>○ 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。</p> <p>第4節 医薬品・医療資器材等の確保</p>	<p>4 医療費</p> <p>○ 緊急医療救護所、<u>救援センター</u>医療救護所における医療費は無料とする。</p> <p>○ <u>災害拠点病院等</u>における医療費は、原則として患者負担とする。</p> <p>第4節 医薬品・医療資器材等の確保</p>													

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
143	<p>第1 医薬品等の備蓄</p> <p>○ 医療救護所に、医療資器材〔医療救護所用〕を配備する。</p> <p>第2 医薬品等の管理等（緊急医療救護所、医療救護所）</p> <p>第3 災害薬事センター</p> <p>○ 区内緊急医療救護所、医療救護所への3日分の医薬品を備蓄する。</p> <p>第5節 後方医療施設への搬送体制の整備</p> <p>第1 負傷者等の搬送及び収容</p> <p>負傷者等のうち、後方医療施設に収容する必要がある者（重傷者等）が発生した場合は、都福祉保健局、区災害対策本部及び防災関係機関（消防機関等）に搬送を要請する。</p> <p>1 負傷者の搬送体制</p> <p>搬送は、原則として、被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、緊急医療救護所から後方医療施設までは、都（消防機関等）と区が協力して対応する。</p> <p>2 負傷者の搬送方法</p> <p>負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、次のとおり実施する。</p>	<p>第1 医薬品等の備蓄</p> <p>○ <u>救援センター</u>医療救護所に、医療資器材〔<u>救援センター</u>医療救護所用〕を配備する。</p> <p>第2 医薬品等の管理等（緊急医療救護所、<u>救援センター</u>医療救護所）</p> <p>第3 災害薬事センター</p> <p>○ 区内緊急医療救護所、<u>救援センター</u>医療救護所への3日分の医薬品を備蓄する。</p> <p>第5節 <u>災害拠点病院等</u>への搬送体制の整備</p> <p>第1 負傷者等の搬送及び収容</p> <p>負傷者等のうち、<u>災害拠点病院等</u>に収容する必要がある者（<u>重症者</u>等）が発生した場合は、都福祉保健局、区災害対策本部及び防災関係機関（消防機関等）に搬送を要請する。</p> <p>1 負傷者の搬送体制</p> <p>搬送は、原則として、被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、緊急医療救護所から<u>災害拠点病院等</u>までは、都（消防機関等）と区が協力して対応する。</p> <p>2 負傷者の搬送方法</p> <p>負傷者等の<u>災害拠点病院等</u>への搬送は、状況に応じて、次のとおり実施する。</p>	<p>地域保健課より修正</p> <p>地域保健課より修正</p> <p>地域保健課より修正</p> <p>東京都福祉保健局より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
144	<p>3 救急医療情報体制の整備</p> <p>○ 負傷者等を後方医療施設に搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や空床情報等を迅速かつ的確に把握する必要があり、救急医療情報収集態勢を整備する。</p> <p>第6節 後方医療体制の整備</p> <p>第1 後方医療施設</p> <p>3 災害医療支援病院</p> <p>○ 区においては、区医師会の協力のもと、区内の後方医療施設である私立救急病院へポータブル発電機や簡易ベッド等の資器材の供給を行っている。</p>	<p>3 救急医療情報体制の整備</p> <p>○ 負傷者等を<u>災害拠点病院等</u>に搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や空床情報等を迅速かつ的確に把握する必要があり、救急医療情報収集態勢を整備する。</p> <p>第6節 後方医療体制の整備</p> <p>第1 <u>災害拠点病院等</u></p> <p>3 災害医療支援病院</p> <p>○ 区においては、区医師会の協力のもと、区内の<u>災害医療支援病院</u>へポータブル発電機や簡易ベッド等の資器材の供給を行っている。</p>	<p>東京都福祉保健局より修正</p>
145	<p>第8節 保健衛生及び防疫</p> <p>第3 保健衛生活動</p> <p>区は、豊島区緊急医療救護所・医療救護所における医療救護活動マニュアルを整備し、保健衛生活動を実施する。</p> <p>1 保健活動</p> <p>(2) こころの健康巡回相談</p> <p>・医療救護所、救援センターでの巡回健康相談、在宅医療者への巡回健康相談及び療養継続支援の中から、被災者の精神的ケアの必要性に応じたトリアージを行い、必要性の高い者から支援し、医療及び継続相談に結びつける。</p>	<p>第8節 保健衛生及び防疫</p> <p>第3 保健衛生活動</p> <p>区は、豊島区緊急医療救護所・<u>救援センター</u>医療救護所における医療救護活動マニュアルを整備し、保健衛生活動を実施する。</p> <p>1 保健活動</p> <p>(2) こころの健康巡回相談</p> <p>・<u>救援センター</u>医療救護所、救援センターでの巡回健康相談、在宅医療者への巡回健康相談及び療養継続支援の中から、被災者の精神的ケアの必要性に応じたトリアージを行い、必要性の高い者から支援し、医療及び継続相談に結びつける。</p>	<p>地域保健課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
148	第5 動物救護 4 負傷動物・飼い主がわからない動物の救護 ○ 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物については、～(中略)、都保健福祉局動物愛護相談センターに捕獲、搬送を依頼し、～(省略)。	第5 動物救護 4 負傷動物・飼い主がわからない動物の救護 ○ 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物については、～(中略)、都 福祉保健 局動物愛護相談センターに捕獲、搬送を依頼し、～(省略)。	東京都福祉保健局より修正								
150	第10章 避難者対策 第1節 基本方針 第2 救援センター等	第10章 避難者対策 第1節 基本方針 第2 救援センター等	東京都福祉保健局より修正								
152	<table border="1" data-bbox="250 782 1025 976"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)</td> <td>○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。</td> </tr> </tbody> </table> 第2節 避難態勢 第1 避難準備情報及び避難勧告・指示等	名称	定義	福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)	○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。	<table border="1" data-bbox="1050 782 1825 1024"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)</td> <td>○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。<u>(東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当)</u></td> </tr> </tbody> </table> 第2節 避難態勢 第1 避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> 及び避難勧告・指示等	名称	定義	福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)	○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。 <u>(東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当)</u>	東京都総務局より修正
名称	定義										
福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)	○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。										
名称	定義										
福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)	○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。 <u>(東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当)</u>										
	<table border="1" data-bbox="250 1174 1025 1407"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備情報を発表する。<u>【参照：第2 避難誘導 三</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	区	○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備情報を発表する。 <u>【参照：第2 避難誘導 三</u>	<table border="1" data-bbox="1050 1174 1825 1407"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>を発表する。<u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	区	○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> を発表する。 <u>(削除)</u>	
機関名	内容										
区	○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備情報を発表する。 <u>【参照：第2 避難誘導 三</u>										
機関名	内容										
区	○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> を発表する。 <u>(削除)</u>										

現行 の頁	現 行		修 正 案		備 考						
		<p><u>類型の避難勧告等一覧】</u></p> <p>○ 避難準備情報、避難勧告または指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て、当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。</p>		<p>○ 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難勧告または指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て、当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。</p>							
153	第2 避難誘導		第2 避難誘導		東京都総務局より修正						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 596 376 639">機関名</th> <th data-bbox="383 596 1039 639">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 644 376 836">区</td> <td data-bbox="383 644 1039 836">○ 避難の勧告、または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、避難準備情報発表の基準方法や予め地域の実情、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	区		○ 避難の勧告、または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、避難準備情報発表の基準方法や予め地域の実情、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1046 596 1173 639">機関名</th> <th data-bbox="1180 596 1836 639">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1046 644 1173 836">区</td> <td data-bbox="1180 644 1836 836">○ 避難の勧告、または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>発表の基準方法や予め地域の実情、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	区
機関名	内容										
区	○ 避難の勧告、または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、避難準備情報発表の基準方法や予め地域の実情、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。										
機関名	内容										
区	○ 避難の勧告、または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> 発表の基準方法や予め地域の実情、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。										
	三類型の避難勧告等一覧		<p><u>【削除】</u> <u>(平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府防災担当)が改定され、5段階の警戒レベルで防災情報を提供することとなったため。)</u></p>		東京都建設局より修正						
158	<p>第6 避難場所(広域避難場所)の運用</p> <p>・傷病者に対して救急医療を施すため、<u>救援センター</u>での医療救護所の開設及び医師等の確保</p> <p>第11章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター</p>		<p>第6 避難場所(広域避難場所)の運用</p> <p>・傷病者に対して救急医療を施すため、<u>救援センター医療救護所</u>の開設及び医師等の確保</p> <p>第11章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター</p>		地域保健課より修正						

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考												
161	第2節 救援センター 第3 救援センターの運営 <table border="1" data-bbox="248 395 1028 544"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>各部</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>救護・衛生部</td> <td>(1) 医療救護所の運営支援(負傷者の応急手当等)</td> </tr> </tbody> </table>	担当	各部	業務内容	住民	救護・衛生部	(1) 医療救護所の運営支援(負傷者の応急手当等)	第2節 救援センター 第3 救援センターの運営 <table border="1" data-bbox="1050 395 1830 544"> <thead> <tr> <th>担当</th> <th>各部</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td>救護・衛生部</td> <td>(1) <u>救援センター</u>医療救護所の運営支援(負傷者の応急手当等)</td> </tr> </tbody> </table>	担当	各部	業務内容	住民	救護・衛生部	(1) <u>救援センター</u> 医療救護所の運営支援(負傷者の応急手当等)	地域保健課より修正
担当	各部	業務内容													
住民	救護・衛生部	(1) 医療救護所の運営支援(負傷者の応急手当等)													
担当	各部	業務内容													
住民	救護・衛生部	(1) <u>救援センター</u> 医療救護所の運営支援(負傷者の応急手当等)													
164	第3節 福祉救援センター等	第3節 福祉救援センター等 <u>【新規】</u> <u>第7 福祉専門職員の派遣要請</u> <u>区は、福祉救援センターにおいて運営に支障をきたしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。東京都災害福祉広域調整センターは、派遣要請を受けた場合、福祉専門職員の福祉救援センターへの派遣調整を行う。</u>	東京都福祉保健局より修正												
176	第13章 備蓄物資・物流対策 第3節 飲料水の供給 第1 応急給水活動 1 震災時における応急給水の方法 (1) 給水拠点における応急給水 ・応急給水槽を <u>災害時給水ステーション(給水拠点)</u> とした給水	第13章 備蓄物資・物流対策 第3節 飲料水の供給 第1 応急給水活動 1 震災時における応急給水の方法 (1) <u>災害時給水ステーション(給水拠点)</u> における応急給水 ・応急給水槽を給水拠点とした給水 <u>【新規】</u> <u>(3) 応急給水栓による応急給水</u>	東京都水道局より修正												

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
177	<p>第2 都水道局の給水体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況等、必要な情報を震災情報システム等により把握する。 ○ 都水道局中央支所及び豊島営業所(監理団体営業所)は、関係機関の協力を得て、基本態勢を確立する。 <p>第3 区の給水体制</p> <p>4 協定等による飲料水・生活水の確保</p> <p>(3) 防災井戸</p> <p>(4) 区立小中学校における井戸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援センターにおける被災者への給水活動に資することを目的として、平成8年度から年次計画により区立小中学校に井戸を設置している。 <p>(5) 公衆浴場所有の井戸の使用等に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部との協定により、 	<p style="text-align: center;"><u>応急給水栓が設置されている救援センターでは、区が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。</u></p> <p>第2 都水道局の給水体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災が発生した場合、給水状況や住民の水道施設被害状況等、必要な情報を震災情報システム等により把握する。 ○ 都水道局中央支所及び豊島営業所(監理団体営業所)は、関係機関の協力を得て、基本態勢を確立する。 <p>第3 区の給水体制</p> <p>4 協定等による飲料水・生活水の確保</p> <p>(3) 防災井戸</p> <p><u>【新規】 ・ 井戸水は、原則として生活水として使用することとし、地震等により水質が変化する可能性を考慮し、ろ過、煮沸消毒等の処理を実施し、引用に適する水質であることを確認した後、飲料水とする。</u></p> <p>(4) 区立小中学校における井戸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援センターにおける被災者への給水活動(生活水の供給)に資することを目的として、平成8年度から年次計画により区立小中学校に井戸を設置している。 <p>(5) 公衆浴場所有の井戸の使用等に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部との協定に基づ 	<p>東京都水道局より 修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
181	<p>浴場所有井戸の使用等により災害時における飲料水の確保を図る。</p> <p>第14章 ごみ・し尿・がれき処理</p>	<p><u>き</u>、浴場所有井戸の使用等により災害時における<u>生活用水</u>の確保を図る。</p> <p>第14章 ごみ・し尿・<u>災害廃棄物</u>処理</p> <p><u>【以下、本章の「がれき」の文言をすべて「災害廃棄物」に修正】</u></p>	<p>東京都環境局より修正</p>
182	<p>第3節 トイレの確保及びし尿処理</p> <p>第2 災害用トイレの確保及びし尿処理方法</p> <p>区は、都災害対策本部及び他区等と連携し、災害用トイレ備蓄の充実や災害時におけるし尿収集車の確保等により、し尿の処理体制を整備するとともに、都下水道局との覚書に基づき、避難場所における下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置を進める。</p> <p>2 救援センター等</p> <p>○ 区は、発災後3日目までは、努めてし尿収集車による収集を要しない下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置や<u>汚物処理剤</u>により対応する。</p> <p>第3 避難場所等におけるし尿処理</p> <p>1 仮設トイレ等の状況集約等</p> <p>○ 避難場所等に設置された仮設トイレ等の状況を集約し、</p>	<p>第3節 トイレの確保及びし尿処理</p> <p>第2 災害用トイレの確保及びし尿処理方法</p> <p>区は、都災害対策本部及び他区等と連携し、災害用トイレ備蓄の充実や災害時におけるし尿収集車の確保等により、し尿の処理体制を整備するとともに、都下水道局との覚書に基づき、<u>避難所等</u>における下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置を進める。</p> <p>2 救援センター等</p> <p>○ 区は、発災後3日目までは、努めてし尿収集車による収集を要しない下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置や、<u>組立式簡易トイレ・トイレ袋の利用等</u>により対応する。</p> <p>第3 <u>避難所等</u>におけるし尿処理</p> <p>1 仮設トイレ等の状況集約等</p> <p>○ <u>避難所等</u>に設置された仮設トイレ等の状況を集約し、収</p>	<p>東京都下水道局より修正</p> <p>ごみ減量推進課・防災危機管理課より修正</p> <p>東京都下水道局より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
	<p>収集態勢を整備する。</p> <p>2 処理体制の整備</p>	<p>集態勢を整備する。</p> <p>2 処理体制の整備</p> <p><u>(新規) ○ 災害時、円滑にし尿処理体制を構築できるよう、都下水道局との覚書に基づき、し尿の搬入及び受け入れ訓練を実施する。</u></p>	
193	<p>第16章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第2節 水道施設</p> <p>第1 災害時の活動態勢</p> <p>○ 発災後、豊島区内における水道施設の被害状況の確認、応急復旧及び情報連絡等の都水道局の応急対策活動は、都水道局中央支所及び豊島営業所 <u>(監理団体営業所)</u> が実施する。</p>	<p>第16章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第2節 水道施設</p> <p>第1 災害時の活動態勢</p> <p>○ 発災後、豊島区内における水道施設の被害状況の確認、応急復旧及び情報連絡等の都水道局の応急対策活動は、都水道局中央支所及び豊島営業所 (監理団体営業所) が実施する。</p>	東京都水道局より 修正
193	<p>第2 応急復旧対応</p> <p>2 配水調整</p> <p>○ 管路の被害による影響を最小限に留めるため、配水調整により、可能な限り <u>送・配水</u> を確保し、断水区域の解消に努める。</p>	<p>第2 応急復旧対応</p> <p>2 配水調整</p> <p>○ 管路の被害による影響を最小限に留めるため、配水調整により、可能な限り配水を確保し、断水区域の解消に努める。</p>	東京都水道局より 修正
194	<p>4 宅地内給水装置の復旧活動</p> <p>(1) 宅地内第一止水栓からメータまでの給水管の応急措置及び復旧</p>	<p>4 宅地内給水装置の復旧活動</p> <p>(1) 宅地内第一止水栓からメータまでの給水管の応急措置及び復旧</p>	東京都水道局より 修正

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
195	<p>給水管の所有者等から～（省略）。</p> <p><u>ア 復旧優先施設</u></p> <p>配水小管の通水状況、復旧状況等を勘案し、事前に選定した次の施設から優先的に復旧する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め定める首都中枢機関等 ・ 避難所などの地域復旧の中核となる施設 <p><u>イ 応急措置及び復旧</u></p> <p><u>家屋の倒壊・焼失等により水道水の使用見込みがない場合は、止水栓で止水する。止水栓で止水できない場合は、キャップ、プラグ等により応急措置（止水）する。</u></p> <p>第3節 下水道施設</p> <p>第2 応急復旧対策</p> <p>○ 工事中の箇所においては、<u>被害を最小限にとどめるよう受注者を指揮監督する受託者との緊密な連携の下、～（省略）。</u></p>	<p>○ 給水管の所有者等から～（省略）。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○ 配水小管の通水状況、復旧状況等を勘案し、事前に選定した次の施設から優先的に復旧する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>あらかじめ</u>定める首都中枢機関等 ・ 避難所、<u>行政機関</u>などの地域<u>の</u>復旧の中核となる施設 <p><u>(削除)</u></p> <p>第3節 下水道施設</p> <p>第2 応急復旧対策</p> <p>○ 工事中の箇所においては、受託者との緊密な連携の下、～（省略）。</p>	<p>東京都下水道局より修正</p>
198	<p>第6節 通信施設</p> <p>第1 災害時の活動態勢</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>○ NTT四谷ビルに現地対策本部を設置する。</p>	<p>第6節 通信施設</p> <p>第1 災害時の活動態勢</p> <p>2 災害対策本部の設置</p> <p>○ NTT <u>新宿</u>ビルに現地対策本部を設置する。</p>	<p>株式会社NTT東日本-南関東より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
202	第17章 公共施設等の応急対策 第3節 鉄道施設 第2 発災時の初動措置 1 運転規制 <table border="1" data-bbox="253 491 1032 735"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>運転規制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都交通局</td> <td>イ 震度「5弱」の場合 (中略) ・所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	運転規制の内容	都交通局	イ 震度「5弱」の場合 (中略) ・所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。	第17章 公共施設等の応急対策 第3節 鉄道施設 第2 発災時の初動措置 1 運転規制 <table border="1" data-bbox="1050 491 1830 783"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>運転規制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都交通局</td> <td>イ 震度「5弱」の場合 (中略) ・<u>地上部 45km/h・地下部 55km/h (大江戸線は50km/h) で全区間にわたって走行を完了後</u>、運転規制を解除する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	運転規制の内容	都交通局	イ 震度「5弱」の場合 (中略) ・ <u>地上部 45km/h・地下部 55km/h (大江戸線は50km/h) で全区間にわたって走行を完了後</u> 、運転規制を解除する。	東京都交通局より修正
機関名	運転規制の内容										
都交通局	イ 震度「5弱」の場合 (中略) ・所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。										
機関名	運転規制の内容										
都交通局	イ 震度「5弱」の場合 (中略) ・ <u>地上部 45km/h・地下部 55km/h (大江戸線は50km/h) で全区間にわたって走行を完了後</u> 、運転規制を解除する。										
209	第18章 応急住宅対策 第2節 応急仮設住宅の供給 第1 応急仮設住宅の建設 2 建設予定地の選定 ○ 区は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用の有無を考慮し、事前に応急仮設住宅の建設予定地を選定する。 ○ 応急仮設住宅の建設予定地を所管する部局(学習スポーツ課・公園緑地課)は、建設予定地となる運動場・公園を新たに整備・改修などした場合、応急仮設住宅の建設可能な面積とあわせて都市整備部(住宅課)に報告する。 ○ 区(住宅課)は、年1回、建設予定地を都(都市整備局	第18章 応急住宅対策 第2節 応急仮設住宅の供給 第1 応急仮設住宅の建設 2 建設 <u>候補地</u> の選定 ○ 区は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用の有無を考慮し、事前に応急仮設住宅の建設 <u>候補地</u> を選定する。 ○ 応急仮設住宅の建設 <u>候補地</u> を所管する部局(学習スポーツ課・公園緑地課)は、建設 <u>候補地</u> となる運動場・公園を新たに整備・改修などした場合、応急仮設住宅の建設可能な面積とあわせて都市整備部(住宅課)に報告する。 ○ 区(住宅課)は、年1回、建設 <u>候補地</u> を都(都市整備局	東京都住宅政策本部より修正								

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
212	<p>都営住宅経営部住宅整備課) に報告する。</p> <p>第4節 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>1 応急危険度判定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害対策本部が地震による被害が大きいと判断したときには、災害対策本部長が応急危険度判定の実施を決定する。</u> ○ 災対都市整備部に判定本部を設置し、判定本部長は建築課長とする。判定の実施は、<u>防災ボランティア</u>の協力を得て実施する。 ○ <u>被災住宅に対する応急危険度判定は、発災から2週間程度を目標とする。また、火災による家屋・住家被害状況を調査する。</u> <p>2 東京都への支援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部長は、必要に応じ、都知事に対して判定員や判定コーディネーターの派遣、判定資器材の提供等を要請する。 <p>3 判定の区域及び建築物の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 判定の区域は、区内のうち判定本部長が定める範囲とし、建築物の判定範囲は住宅を中心とする。 <p>4 判定資器材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要とされる数量を備蓄する。 <p>5 被災住宅の修理等の相談</p>	<p>都営住宅経営部住宅整備課) に報告する。</p> <p>第4節 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>1 応急危険度判定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災対都市整備部に判定実施本部を設置し、判定実施本部長は建築課長とする。 ○ <u>豊島区において震度6弱以上の地震が発生した場合、または判定実施本部長が必要と判断したときは、</u>応急危険度判定の実施を決定する。 ○ 判定は、<u>応援判定士等</u>の協力を得て実施し、発災から2週間程度を目標とする。 <p>2 東京都への支援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>判定実施本部長</u>は、必要に応じ、都知事に対して判定員や判定コーディネーターの派遣、判定資器材の提供等を要請する。 <p>3 判定の区域及び建築物の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 判定の区域は、区内のうち判定実施本部長が定める範囲とし、建築物の判定範囲は住宅を中心とする。 <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>建築課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
213	<p>○ 被災住民の住宅修理等の相談は、判定本部が対応する。</p> <p>第19章 教育・保育の応急対策 第1節 応急教育 第1 応急教育計画の立案 (3) 指導内容 ウ 道徳教育 ・災害から立ち直る意欲と勇氣に関すること エ 学習指導 ・進路問題で悩みをもつ児童・生徒等に対しては、可能な限り個別に学習への支援や相談を行うこと。</p>	<p>第19章 教育・保育の応急対策 第1節 応急教育 第1 応急教育計画の立案 (3) 指導内容 ウ 道徳教育 <u>(削除)</u> エ 学習指導 ・進路問題で悩みをもつ児童・生徒等に対しては、可能な限り学習への支援や相談を行うこと。</p>	教育部より修正
216	<p>第3 学用品の調達及び支給 3 給与の方法 ○ 害救助法の適用により給与する場合の学用品は、原則として都知事が一括購入し、区長が配分する。</p>	<p>第3 学用品の調達及び支給 3 給与の方法 ○ <u>災害</u>救助法の適用により給与する場合の学用品は、原則として都知事が一括購入し、区長が配分する。<u>(脱字修正)</u></p>	教育部より修正

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
227	<p>第3部 災害復旧・復興計画 第1章 震災復興体制の強化 第6節 用地確保と利用調整</p> <p>○ 応急仮設住宅建設やがれきの仮置場などの用地として、限られたスペースを有効活用するため、</p>	<p>第3部 災害復旧・復興計画 第1章 震災復興体制の強化 第6節 用地確保と利用調整</p> <p>○ 応急仮設住宅建設や<u>災害廃棄物</u>の仮置場などの用地として、限られたスペースを有効活用するため、</p>	<p>東京都環境局より修正</p>
237	<p>第3章 生活・産業の復興 第4節 生活支援対策 第7 母子及び父子福祉資金の貸付</p> <p>2 貸付限度額</p> <p>事業開始資金 285万円（母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合429万円）</p> <p>事業継続資金 143万円</p> <p>生活資金（失業期間中） 月額 10.3万円</p> <p>5 申込方法</p> <p>所定の申請書に<u>官公署の発行する罹災証明書及びその他</u>必要な書類を添付し、子育て支援課に申し込む。</p>	<p>第3章 生活・産業の復興 第4節 生活支援対策 第7 母子及び父子福祉資金の貸付</p> <p>2 貸付限度額</p> <p>事業開始資金 <u>287</u>万円（母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合<u>432</u>万円）</p> <p>事業継続資金 <u>144</u>万円</p> <p>生活資金（失業期間中） 月額 <u>10.5</u>万円</p> <p>5 申込方法</p> <p>所定の申請書に必要な書類を添付し、子育て支援課に申し込む。</p>	<p>子育て支援課より修正</p>
240	<p>第14 生活保護</p> <p>○ 被災による生活環境の変化から、新たに要保護者が発生することが予想される。平常時に生活保護の対象でな</p>	<p>第14 生活保護</p> <p>○ 被災による生活環境の変化から、新たに要保護者が発生することが予想される。平常時に生活保護の対象でな</p>	<p>生活福祉課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
242	<p>かった者の中には、制度に関する知識に乏しく、自己申請を行うことに困難を伴う者が相当数いるものと予想される。</p> <p>○ このため、要保護者の存在を的確に把握するとともに、生活保護制度等に関する知識の普及を図る。</p> <p>第6節 教育の復興と子どものケア</p> <p>○ 学校施設の復旧、再建を迅速に行うとともに、応急教育に引き続き、本来の授業再開を図るとともに、被災した児童・生徒、園児などのケアを行う。</p>	<p>かった者の中には、制度に関する知識に乏しく、自己申請を行うことに困難を伴う者が相当数いるものと予想される。</p> <p>○ このため、要保護者の存在を的確に把握するとともに、生活保護制度等に関する支援について周知を図る。</p> <p>第6節 教育の復興と子どものケア</p> <p>○ 学校施設の復旧、再建を迅速に行うとともに、<u>子どもたちが必要とされ出番があるボランティア教育</u>や応急教育に引き続き、<u>徐々に</u>本来の授業再開を図るとともに、被災した児童・生徒、園児などのケアを行う。</p>	指導課より修正								
247	<p>第11節 その他の生活確保に関する対応</p> <table border="1" data-bbox="250 927 1025 1026"> <tr> <td data-bbox="250 927 640 975">機関名</td> <td data-bbox="640 927 1025 975">生活確保の取り扱い</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 975 640 1026">都産業労働局</td> <td data-bbox="640 975 1025 1026">(省略)</td> </tr> </table>	機関名	生活確保の取り扱い	都産業労働局	(省略)	<p>第11節 その他の生活確保に関する対応</p> <table border="1" data-bbox="1052 927 1827 1026"> <tr> <td data-bbox="1052 927 1442 975">機関名</td> <td data-bbox="1442 927 1827 975">生活確保の取り扱い</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 975 1442 1026"><u>東京労働局</u></td> <td data-bbox="1442 975 1827 1026">(省略)</td> </tr> </table>	機関名	生活確保の取り扱い	<u>東京労働局</u>	(省略)	東京都産業労働局より修正
機関名	生活確保の取り扱い										
都産業労働局	(省略)										
機関名	生活確保の取り扱い										
<u>東京労働局</u>	(省略)										

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
265	第4部 警戒宣言に伴う対応措置 第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から警戒宣言が 発せられるまでの対応措置 第3節 活動態勢 第1 区、警視庁、東京消防庁、都 <table border="1" data-bbox="250 539 1025 785"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)</td> <td>(5) 救助・救急資機材の準備</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	(5) 救助・救急資機材の準備	第4部 警戒宣言に伴う対応措置 第2章 東海地震に関連する調査情報発表時から警戒宣言が 発せられるまでの対応措置 第3節 活動態勢 第1 区、警視庁、東京消防庁、都 <table border="1" data-bbox="1052 539 1827 785"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)</td> <td>(5) 救助・救急資器材の準備</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	(5) 救助・救急資器材の準備	東京消防庁より修正
機関	内容										
東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	(5) 救助・救急資機材の準備										
機関	内容										
東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	(5) 救助・救急資器材の準備										
284	第3章 警戒宣言時の対応措置 第6節 学校・病院・福祉施設等 第1 学校(幼稚園、小学校、中学校) 1 警戒宣言に伴う授業等の措置及び警戒解除宣言に伴う措置 (1) 幼児、児童、生徒の帰宅方法 ア 幼稚園、小学校の幼児、児童については、保護者又はこれに代る者に帰宅先を確認し引渡す。引取りが済むまでは、園あるいは学校で保護する。 イ 中学校生徒については、生徒を地域別班別に分け、教師の先導により集団下校を行う。又、各班の下校経路は予め定めておく。	第3章 警戒宣言時の対応措置 第6節 学校・病院・福祉施設等 第1 学校(幼稚園、小学校、中学校) 1 警戒宣言に伴う授業等の措置及び警戒解除宣言に伴う措置 (1) 幼児、児童、生徒の帰宅方法 ア 幼稚園、小学校の幼児、児童については、保護者又はこれに代わる者に帰宅先を確認し引渡す。 <u>下校時や帰宅後の安全が確保されるまで</u> 、園あるいは学校で保護する。 イ 中学校生徒については、生徒を地域別班別に分け、教師の先導により集団下校を行う。又、各班の下校経路は予め定めておく。 <u>下校時や帰宅後の安全が確保されるまで、学</u>	指導課より修正								

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考								
287	<p>エ 幼児、児童等の保護者又はこれに代わる者への引渡し手続きは、事前に提出してある「引渡しカード」により行う。</p> <p>第7節 劇場・超高層ビル・地下街等の対策</p> <table border="1" data-bbox="250 587 810 880"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 (文化商工部) (区民部)</td> <td>としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 舞台芸術センター (あうるすぽっと) ～(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	対象	区 (文化商工部) (区民部)	としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 舞台芸術センター (あうるすぽっと) ～(省略)	<p><u>校で保護する。</u></p> <p>エ 幼児、児童等の保護者又はこれに代わる者への引渡し手続きは、<u>原則として</u>、事前に提出してある「引渡しカード」により行う。</p> <p>第7節 劇場・超高層ビル・地下街等の対策</p> <table border="1" data-bbox="1052 587 1612 1024"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 (文化商工部) (区民部)</td> <td>としま産業振興プラザ (IKE・Biz) <u>芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)</u> <u>としま区民センター</u> 舞台芸術センター (あうるすぽっと) ～(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	対象	区 (文化商工部) (区民部)	としま産業振興プラザ (IKE・Biz) <u>芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)</u> <u>としま区民センター</u> 舞台芸術センター (あうるすぽっと) ～(省略)	生活産業課・文化デザイン課より修正
機関	対象										
区 (文化商工部) (区民部)	としま産業振興プラザ (IKE・Biz) 舞台芸術センター (あうるすぽっと) ～(省略)										
機関	対象										
区 (文化商工部) (区民部)	としま産業振興プラザ (IKE・Biz) <u>芸術文化劇場(東京建物 Brillia HALL)</u> <u>としま区民センター</u> 舞台芸術センター (あうるすぽっと) ～(省略)										
291	<p>第9節 電気・ガス・上下水道対策</p> <p>第4 下水道</p> <p>2 施設等の保安措置</p> <p>(1) 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管渠施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。</p> <p>(2) 工事現場では、工事を即時中断し、現場の保安態勢を確</p>	<p>第9節 電気・ガス・上下水道対策</p> <p>第4 下水道</p> <p>2 施設等の保安措置</p> <p>(1) 施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、<u>管きよ</u>施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。</p> <p>(2) 工事現場では、工事を即時中断し、現場の保安態勢を確</p>	東京都下水道局より修正								

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
292	<p>認し、応急資器材の点検、整備を行う。</p> <p>第11節 金融対策</p> <p>区は、警戒宣言発令時において、金融機関及び郵便局はできるだけ窓口業務を確保するよう、又、区民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況及び急いで預金を引出す必要のないことをホームページ、同報系無線等により呼びかけを行う。</p>	<p>認し、応急<u>資機材</u>の点検、整備を行う。</p> <p>第11節 金融対策</p> <p>区は、警戒宣言発令時において、ホームページ、同報系無線等により、金融機関及び郵便局<u>に対し</u>、できるだけ窓口業務を確保するよう<u>要請するとともに</u>、区民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況<u>を周知し</u>、急いで預金を<u>引き</u>出す必要のないことを呼びかけ<u>る</u>。</p>	<p>会計課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
301	<p>第1節 河川施設等の安全化</p> <p>第2 内水排水</p> <p>1 現況</p> <p>区内は、下水道完備地域（幹線 27,997m、枝線 369,714m）である。</p> <p>2 内水排水事業</p> <p>下水道局は、1時間に50ミリの降雨に対応する幹線として、第二雑司ヶ谷幹線、第二千川幹線、谷端川一号幹線(一部)、坂下幹線等を整備し、現在は管渠のバイパス化、第二谷田川幹線等の整備を進めている。</p>	<p>第1節 河川施設等の安全化</p> <p>第2 内水排水</p> <p>1 現況</p> <p>区内は、下水道完備地域（幹線 27,997m、枝線 <u>369,659m</u>）である。</p> <p>2 内水排水事業</p> <p>下水道局は、1時間に50ミリの降雨に対応する幹線として、第二雑司ヶ谷幹線、第二千川幹線、谷端川一号幹線(一部)、坂下幹線等を整備し、現在は<u>管きよ</u>のバイパス化、第二谷田川幹線等の整備を進めている。</p>	<p>東京都下水道局より修正</p>
302	<p>第2節 水防態勢</p> <p>第1 区の水防態勢</p>	<p>第2節 <u>区</u>の水防態勢</p> <p><u>【削除】</u></p>	<p>防災危機管理課</p>
303	<p>第2 水防本部及び災害対策本部</p> <p>1 水防本部の設置</p> <p>2 水防本部の組織図及び判定会議</p>	<p><u>第1 水防本部</u></p> <p><u>1</u> 水防本部の組織図及び判定会議</p> <p><u>2</u> 水防本部の設置<u>基準</u></p>	<p>より修正</p>
304	<p>5 水防本部設置時における連携行動の基準（総務部）</p> <p>（6）避難勧告・避難指示の発令が予想される場合、危機管理監は必要に応じ水防本部長と避難準備情報の発表について協議するとともに、災害対策本部への移行の準備を行う。</p>	<p><u>4</u> 水防本部設置時における<u>総務部（防災危機管理課）</u>の連携行動の基準</p> <p>（6）避難勧告・避難指示の発令が予想される場合、危機管理監は必要に応じ水防本部長と避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>の発表について協議するとともに、災害対策本部への移行の準備を行う。</p>	
305	<p>6 水防本部の解散</p>	<p><u>【順番入れ替え】</u></p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
306	<p>7 水防本部から災害対策本部への移行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本部長室】 (本部長) 区長 (副本部長) 副区長、教育長 (危機管理監) 危機管理監 (本部員) 政策経営部長、総務部長、区民部長、 文化商工部長、環境清掃部長、 保健福祉部長、池袋保健所長、 健康担当部長、子ども家庭部長、 都市整備部長、地域まちづくり担当部長、 土木担当部長、教育部長、会計管理室長、 区議会事務局長、防災危機管理課長、 危機管理担当課長、治安対策担当課長</p> </div> <p style="text-align: center;">移行のステップ</p> <p style="text-align: center;">水防本部が「避難準備情報」発令</p>	<p><u>5</u> 水防本部から災害対策本部への移行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本部長室】 (本部長) 区長 (副本部長) 副区長、教育長 (危機管理監) 危機管理監 (本部員) 政策経営部長、総務部長、区民部長、 文化商工部長、環境清掃部長、 保健福祉部長、池袋保健所長、 健康担当部長、子ども家庭部長、 都市整備部長、地域まちづくり担当部長、 土木担当部長、教育部長、会計管理室長、 区議会事務局長、防災危機管理課長、 危機管理担当課長、治安対策担当課長 <u>男女平等推進センター所長、広報課長</u></p> </div> <p style="text-align: center;">移行のステップ</p> <p style="text-align: center;">水防本部が「避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>」発令</p>	
308	<p>8 災害対策本部における行動基準及び従事職員</p> <p>9 総合相談所の設置と相談内容及び担当</p> <p>災害の状況により、<u>区民相談課長</u>は、区民の災害に関するの相談に応じるため、関係機関及び関係部局の協力を得て、被災</p>	<p><u>【削除】</u></p> <p><u>【第2 災害対策本部へ移動】</u></p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
309	<p>地或いはその他適当な場所に、総合相談所を設置する。</p> <p>1 0 区とその他関係機関の連携</p>	<p><u>6</u> 区とその他関係機関の連携</p> <p><u>7</u> 水防本部の解散</p> <p>第2 災害対策本部</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 区長は、超大型台風等の直撃により、区内での浸水被害や公共交通機関の計画運休等、区民生活への多大なる影響が想定される場合には、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 災害対策本部は、原則として、豊島区本庁舎5階の会議室509から510に設置し、「災害対策本部」の表示を掲げる。ただし、災害の状況によっては、他の場所に設置することができる。</p> <p>2 設置の通知及び区民等への周知</p> <p>(1) 区長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに下記に対して設置を通知する。</p> <p>① 豊島区議会（区議会事務局経由）</p> <p>② 東京都知事</p> <p>③ 区内防災関係機関の災害対策責任者</p> <p>④ 防災会議委員</p> <p>⑤ 隣接区の区長</p> <p>(2) また、本部長は、設置を通知する際、同時に報道機関へ</p>	<p>防災危機管理課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>発表するとともに、区ホームページ等を通じて、区民に周知する。区ホームページは大規模災害モードへ切り替え、緊急情報を届きやすくするとともに、多数のアクセスに対応できるようにする。</p> <p>3 災害対策本部の組織 震災時の災害対策本部の組織に準ずる。 【参照：第2部 災害応急対策編 第1章 応急活動態勢 第2節 豊島区災害対策本部の組織・運営 第4 区災害対策本部の組織・運営】</p> <p>4 災害対策本部の分掌事務 (1) 台風接近前 ア 災害対策本部会議の開催 (ア) 台風通過・上陸が予想される日の区の業務・イベント等について確認し、実施の可否を決定するとともに、台風への対応方針について決定する。 イ 区議会との連携 (ア) 区は、区議会事務局を通じて、区議会へ区の体制等を報告する。 (イ) また、必要に応じて、区議会議長に災害対策本部会議への出席を要請する等、区議会と連携して対応にあたる。</p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>ウ 区の業務・イベント等</p> <p>(ア) 区民及び職員の安全を第一に考え、業務・イベント等は原則中止とする。</p> <p>(イ) 災对各部は、鉄道の運行状況・計画運休等の情報収集に努め、業務・イベント等の実施の可否について検討する。</p> <p>(ウ) 災对各部の検討結果は、指令情報部(防災危機管理課)において集約し、災害対策本部会議にて実施の可否を決定する。</p> <p>(エ) やむを得ず保育園・学童クラブ等を開園・実施する場合は、利用者(保護者等)に対し、安全対策を徹底するよう伝達する。</p> <p>(オ) 災害対策本部会議にて決定した業務・イベント等の実施状況は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS等を使用し、区民に周知する。</p> <p>(カ) 災对各部は、災害対策本部の決定に基づき、各部所管の業務・イベント等の実施状況について、関係各所に連絡する。</p> <p>エ 東京都への報告</p> <p>(ア) 指令情報部(防災危機管理課)は、東京都が整備する災害情報システム(DIS)を通じて、区の体制等について都に報告する。この際、都総合防災部への定期的な電話連絡を徹底する。</p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考																																
		<p>オ 救援センターの開設準備</p> <p>(ア) 災害対策本部会議の決定に基づき、救援センターの開設準備を行う。</p> <p>(イ) 台風等の風水害に対応する救援センターは、区民の不安軽減、また、避難者への医療体制確保の観点から、震災時に救援センター医療救護所が開設される12の地域本部と、としまセンタースクエア(医療職の職員を配置)の計13か所を基本とする。</p> <table border="1" data-bbox="1061 730 1832 1417"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>清和小学校</td> <td>巣 鴨3-14-1</td> <td>第1地域本部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>朋有小学校</td> <td>東 池 袋4-40-1</td> <td>第2地域本部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>西池袋中学校</td> <td>西 池 袋4-7-1</td> <td>第3地域本部</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>南池袋小学校</td> <td>南 池 袋3-18-12</td> <td>第4地域本部</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>目白小学校</td> <td>目 白2-11-6</td> <td>第5地域本部</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>長崎小学校</td> <td>長 崎2-6-3</td> <td>第6地域本部</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>椎名町小学校</td> <td>南 長 崎4-30-5</td> <td>第7地域</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	住所	備考	1	清和小学校	巣 鴨3-14-1	第1地域本部	2	朋有小学校	東 池 袋4-40-1	第2地域本部	3	西池袋中学校	西 池 袋4-7-1	第3地域本部	4	南池袋小学校	南 池 袋3-18-12	第4地域本部	5	目白小学校	目 白2-11-6	第5地域本部	6	長崎小学校	長 崎2-6-3	第6地域本部	7	椎名町小学校	南 長 崎4-30-5	第7地域	
No.	施設名	住所	備考																																
1	清和小学校	巣 鴨3-14-1	第1地域本部																																
2	朋有小学校	東 池 袋4-40-1	第2地域本部																																
3	西池袋中学校	西 池 袋4-7-1	第3地域本部																																
4	南池袋小学校	南 池 袋3-18-12	第4地域本部																																
5	目白小学校	目 白2-11-6	第5地域本部																																
6	長崎小学校	長 崎2-6-3	第6地域本部																																
7	椎名町小学校	南 長 崎4-30-5	第7地域																																

現行 の頁	現 行	修 正 案				備 考
					本部	
		8	千早小学校	千 早 3-33-5	第8地域 本部	
		9	高松小学校	高 松 2-57-22	第9地域 本部	
		10	駒込小学校	駒 込 3-13-1	第10地 域本部	
		11	池袋本町小学 校・池袋中学校	池袋本町 1-43-1	第11地 域本部	
		12	巣鴨小学校	南 大 塚 1-24-10	第12地 域本部	
		13	としまセンター スクエア	南 池 袋 2-45-1		
		<p>(ウ) 開設する救援センターの名称、住所、開設時間等は、 区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無 線、戸別受信機等を使用し、広く区民に周知する。</p> <p>(エ) この際、地震に対応する 35 か所の救援センターとは 異なることに留意し、情報発信を行う。また、救援セン ターへ避難する際の注意事項等もあわせて周知する。</p> <p>カ 職員配備態勢の決定</p> <p>(ア) 各救援センターには9名を基準として、職員を配置す る。</p> <p>(イ) 各地域本部に配備する職員は各地域の地域配備職員の</p>				

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>中から地域本部長が、センタースクエアに配備する職員は災害対策要員の中から防災危機管理課長が指名する。</p> <p>(ウ) この際、可能な限り各救援センターに1名以上の女性職員を配置するよう留意する。</p> <p>(エ) あらかじめ、ローテーション勤務のシフト表や、休憩スペースについて検討する等、持続可能な職員の勤務体制を確立する。</p> <p>キ 医療体制の構築</p> <p>(ア) 豊島区医師会等との連携を図り、各救援センターに救援センター医療救護所を開設する。</p> <p>(イ) 救援センターに配置する9名の職員とは別に、区の常勤保健師2名を配置し、避難者の健康状態の把握及び健康相談を行う。</p> <p>ク 避難行動要支援者の移送体制の整備</p> <p>(ア) 避難を希望する避難行動要支援者の移送について、事前に町会や民生委員等と協議するとともに、ボランティアなども活用した移送体制を整備する。</p> <p>ケ 資金の準備</p> <p>(ア) 不測の事態に備え、出納部(会計課)と連携し、資金を準備する。</p> <p>(2) 台風接近時</p> <p>ア 災害対策本部会議の開催</p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>(ア) 災对各部の対応状況等について報告し、情報共有を図るとともに、当面の対応方針を決定する。</p> <p>イ 避難勧告等の伝達</p> <p>(ア) 区は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、区民に対して、警戒レベルに応じた避難勧告等を発令する。</p> <p>【参照：第4節 避難 第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供】</p> <p>(イ) 台風接近時の風雨が激しい中では、防災行政無線が聞き取りにくい場合が想定されるため、フリーダイヤルによる内容確認サービスを活用して、区民が音声によって情報を得られるようにする。</p> <p>ウ 東京都への報告</p> <p>(ア) 指令情報部（防災危機管理課）は、救援センターの名称、住所、開設時間等を、DIS を通じて都に報告する。</p> <p>エ 要配慮者の移送</p> <p>(ア) 避難を希望する要配慮者を救援センターへ移送する。</p> <p>オ 救援センターの開設・運営</p> <p>(ア) 災害対策本部の指示のもと、配備職員は指定された時刻に救援センターに参集し、施設管理者の協力のもと、施設の開錠及び開設準備を行う。</p> <p>(イ) 開設後、避難者の受け入れを開始する。この際、避難者に避難カードを記入してもらうよう依頼する。</p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>(ウ) 救援センター配備職員は、救援センター開設後、避難者の受け入れと並行して、避難者カードに基づき避難者名簿を作成する。</p> <p>(エ) 避難者が情報収集できるよう、避難スペースには可能な限りテレビ、パソコン、モニター等を設置する。</p> <p>(オ) 救援センター配備職員は、下記の事項についてあらかじめ検討しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難スペース内の区分け及び通路の確保 ・避難スペースでは避難が困難な要配慮者の受け入れスペース ・授乳室の確保 ・同行避難してきたペットの避難スペース ・路上生活者への対応 <p>(カ) 救援センター配備職員は、避難者や地域等と協力体制を構築し、物資の配布や運営事項の決定等、救援センターの運営を共同で実施する。</p> <p>(3) 台風上陸時</p> <p>ア 災害対策本部会議の開催</p> <p>(ア) 災对各部の対応状況、救援センターの運営状況等について報告し、情報共有を図るとともに、台風通過後の対応方針を決定する。</p> <p>イ 区民への情報発信</p>	

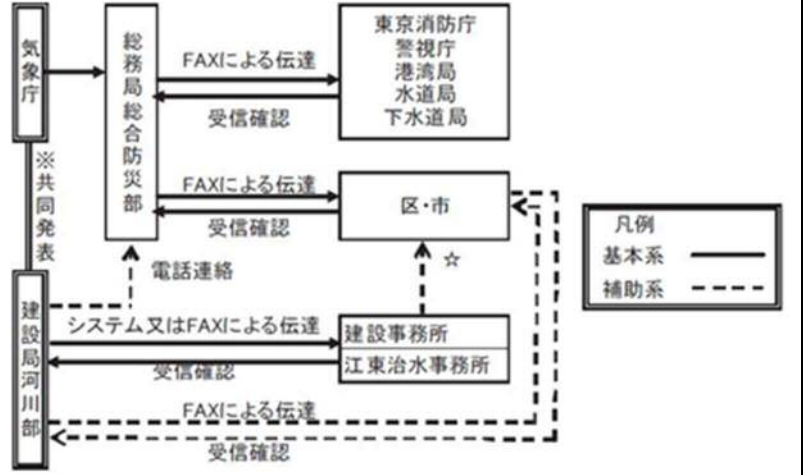
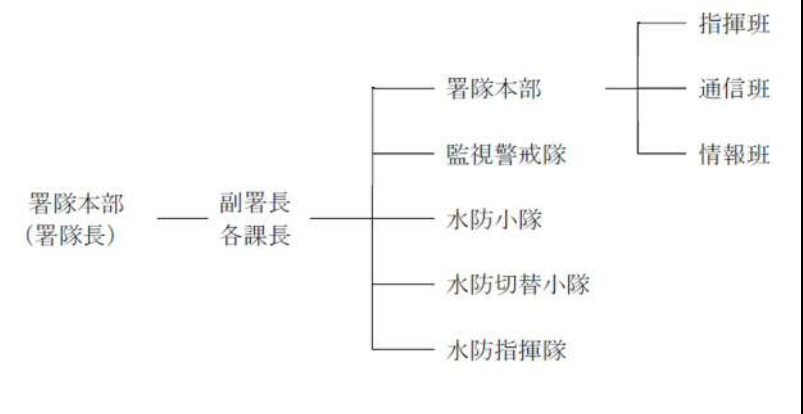

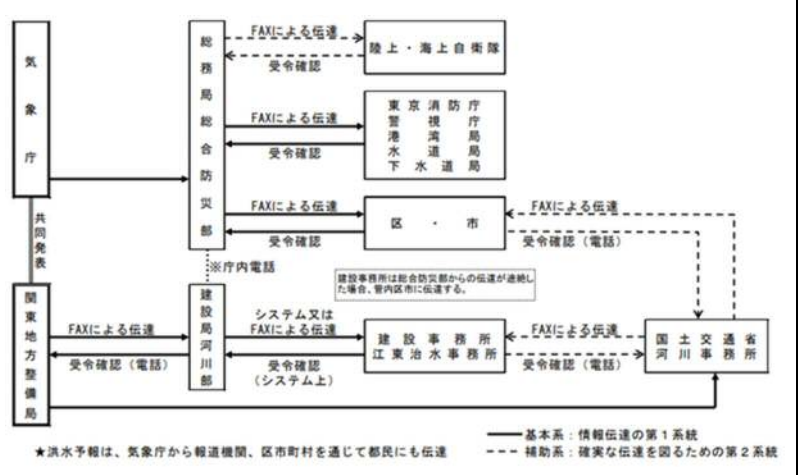
現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>(ア) 区は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、区民に対して、災害の状況や防災気象情報等を発信する。</p> <p>(イ) 在宅避難をしている区民に対しては、不要不急の外出を控えるよう周知する。</p> <p>ウ 東京都への報告</p> <p>(ア) 指令情報部（防災危機管理課）は、各救援センターの収容人数を、1時間ごとにDISを通じて都に報告する。</p> <p>エ 救援センターの運営</p> <p>(ア) 避難者に、不要不急の外出を控えるよう周知する。</p> <p>オ 関係機関との連携</p> <p>(ア) 区は、警察・消防・自衛隊等の関係機関と定期的な連絡を行い、被害状況の収集・把握に努める。</p> <p>(4) 台風通過後</p> <p>ア 災害対策本部会議の開催</p> <p>(ア) 被害状況や災对各部の対応状況、救援センターの運営状況等について報告し、情報共有を図る。</p> <p>(イ) 通常業務や学校再開の観点から、救援センターの閉鎖・再編成について決定するとともに、今後の区の対応方針を確立する。</p> <p>イ 被害状況の把握</p> <p>(ア) 指令情報部（防災危機管理課）と災対土木部は、区内</p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>のパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。</p> <p>(イ) 災对各部は、人的被害や建物被害等の状況を取りまとめ、指令情報部（防災危機管理課）へ報告する。</p> <p>(ウ) 台風により、浸水や建物被害等があった区民について、被災者台帳を作成し、情報を整理する。</p> <p>ウ 救援センターの閉鎖・再編成</p> <p>(ア) 災害対策本部会議の決定に基づき、救援センターの閉鎖・再編成を実施する。</p> <p>(イ) 救援センターの閉鎖にあたって、救援センター配備職員は、施設管理者と連携し、施設の原状復帰及び施錠を行う。また、救援センターの閉鎖に伴い、救援センター医療救護所も同時に閉鎖する。</p> <p>エ 区民への情報発信</p> <p>(ア) 区は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、区民に対して、災害の状況や救援センターの運営状況等を発信する。</p> <p>オ 総合相談所の設置と相談内容及び担当</p> <p>(ア) 被害の状況により、企画広報部は、区民の災害に関する相談に応じるため、関係機関及び関係部局の協力を得て、被災地或いはその他適当な場所に、総合相談所を設置する。</p> <p>5 災害対策本部の廃止</p>	

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
310	第3 情報連絡系統	<p>(1) 本部長は、超大型台風等による災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、または災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部会議の審議を経て、本部を廃止する。</p> <p>(2) 災害対策本部を廃止したときは、設置に準じて関係者に通知する。</p> <p>(3) 区ホームページを大規模災害モードから通常モードに戻す。</p> <p>6 災害対策各部タイムライン 【参照：資料編 p. 〇〇】</p> <p><u>【「第4節 気象情報と通信連絡 第3 情報連絡系統」の図と差し替え】</u></p>	防災危機管理課より修正

現行 の頁	現 行			修 正 案		備 考
311	第4 都建設局第四建設事務所の態勢及び活動 2 連絡態勢及び非常配備態勢			第3節 関係機関の水防態勢 第1 都建設局第四建設事務所の態勢及び活動 2 <u>水防態勢の基準及び内容</u>		東京都建設局より修正
	種類	基準及び内容		種類	基準	
	連絡態勢	水防用気象情報で注意報が発表され、態勢の必要を認めたとき。 ・情報の収集及び連絡 ・配備態勢の指示連絡が行える態勢		連絡態勢	<u>①荒川に、水防警報（待機又は準備）が発表されたとき。</u> <u>②荒川に、氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき。</u>	
	警戒配備態勢	水防用気象情報で警報が発表されたとき。 ・情報の収集及び雨量・水位の観測 ・資器材の点検 ・水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢がとれる態勢		警戒配備態勢	<u>①水防用気象情報の警報が発表されたとき。</u> <u>②荒川に水防警報（出動）が発表されたとき</u> <u>③石神井川に氾濫危険情報が発表されたとき</u> <u>④荒川に、氾濫警戒情報等（洪水警報）が発表されたとき</u> <u>⑤神田川に氾濫危険報が発表されたとき</u> <u>⑥入間川流域において、堤防の破損等が確認されたとき</u>	
	第一非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。 ・情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ・水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢		第一非常配備態勢	<u>①局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。</u>	
	第二非常配備	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。 ・情報の収集及び雨量・水位観測、		第二非常配備態勢	<u>①複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。</u>	
				第三非常配備態勢	<u>①大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。</u>	
			第四非常	<u>①都内全域にわたり水害が発生するおそれがあ</u>		

現行の頁	現 行		修 正 案		備 考																
	態 勢	現場状況の把握 ・その水防活動が直ちに対応できる態勢	配備態勢	るとき、または発生したとき。																	
	第三非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。 ・情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ・その水防活動が直ちに対応できる態勢	1 / 3	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">業務内容</th> <th style="width: 30%;">人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①情報の収集及び連絡</td> <td style="text-align: center;"><u>3名</u></td> </tr> <tr> <td>②配備態勢の指示連絡が行える態勢</td> <td style="text-align: center;"><u>(若干名)</u></td> </tr> <tr> <td>①情報の収集及び雨量・水位の観測 ②資器材の点検 ③水害の発生に対し、直ちに水防活動が行える態勢がとれる態勢</td> <td style="text-align: center;"><u>11名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 15)</u></td> </tr> <tr> <td>①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢</td> <td style="text-align: center;"><u>16名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 10)</u></td> </tr> <tr> <td>①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢</td> <td style="text-align: center;"><u>30名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 5)</u></td> </tr> <tr> <td>①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢</td> <td style="text-align: center;"><u>50名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 3)</u></td> </tr> <tr> <td>①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②全員で対応する態勢</td> <td style="text-align: center;"><u>171名</u> <u>(水防要員</u> <u>全員)</u></td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	人 員	①情報の収集及び連絡	<u>3名</u>	②配備態勢の指示連絡が行える態勢	<u>(若干名)</u>	①情報の収集及び雨量・水位の観測 ②資器材の点検 ③水害の発生に対し、直ちに水防活動が行える態勢がとれる態勢	<u>11名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 15)</u>	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢	<u>16名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 10)</u>	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢	<u>30名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 5)</u>	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢	<u>50名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 3)</u>	①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②全員で対応する態勢	<u>171名</u> <u>(水防要員</u> <u>全員)</u>	
業務内容	人 員																				
①情報の収集及び連絡	<u>3名</u>																				
②配備態勢の指示連絡が行える態勢	<u>(若干名)</u>																				
①情報の収集及び雨量・水位の観測 ②資器材の点検 ③水害の発生に対し、直ちに水防活動が行える態勢がとれる態勢	<u>11名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 15)</u>																				
①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢	<u>16名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 10)</u>																				
①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢	<u>30名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 5)</u>																				
①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②水防活動が直ちに対応できる態勢	<u>50名</u> <u>(おおむね</u> <u>1 / 3)</u>																				
①情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ②全員で対応する態勢	<u>171名</u> <u>(水防要員</u> <u>全員)</u>																				
	第四非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき。 ・情報の収集及び雨量・水位観測、現場状況の把握 ・全員で対応する態勢	全員																		
注：水防用気象情報とは、気象庁の発表する気象の警報・注意報のうち水防活動に関する「大雨」、「高潮」、「洪水」、「津波」に関する各警報・注意報をいう。																					
注： <u>人員については、状況により所管課長の判断で増減できる。</u>																					

現行の頁	現 行	修 正 案	備 考
<p>314</p> <p>第3節 気象情報と通信連絡</p> <p>第5 洪水予報</p> <p>2 洪水予報伝達系統図</p> 	<p>2 消防署（豊島・池袋）</p> 	<p>2 消防署（豊島・池袋）</p>  <p>第4節 気象情報と通信連絡</p> <p>第5 洪水予報</p> <p>2 洪水予報伝達系統図</p> 	<p>東京都建設局より修正</p>

現行の頁	現 行	修 正 案	備 考												
315	<p>5 洪水予報河川発表基準水位</p> <p>第6 洪水予報の伝達</p> <p>神田川洪水予報が発表された場合、区は、浸水想定区域内に所在する次の施設の管理者等に対して、その情報を伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="255 1166 1032 1315"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>伝達の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィジカルデイサービス 高田馬場</td> <td>高田3-17-13</td> <td>固定電話</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	伝達の方法	フィジカルデイサービス 高田馬場	高田3-17-13	固定電話	<p>※ <u>総合防災部は、道路整備課（水防担当部署）と防災危機管理課（避難勧告等発令担当部署）に伝達</u></p> <p>5 洪水予報河川発表基準水位</p> <p>神田川洪水予報実施区間と基準地点</p>  <p>第6 <u>要配慮者利用施設への</u>洪水予報の伝達</p> <p>神田川洪水予報が発表された場合、区は、浸水想定区域内に所在する次の<u>要配慮者利用</u>施設の管理者等に対して、その情報を伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="1061 1166 1834 1267"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>伝達の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>【削除】</u></td> <td><u>【削除】</u></td> <td><u>【削除】</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	伝達の方法	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<p>防災危機管理課・ 介護保険課より 修正</p>
施設名	所在地	伝達の方法													
フィジカルデイサービス 高田馬場	高田3-17-13	固定電話													
施設名	所在地	伝達の方法													
<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>													

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
315	<p>第7 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>1 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項 (1) 大雨警報の発表中に発表する(解除情報もある)。 (2) 発表対象とする土砂災害は、～(省略)。 (3) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、～(省略)。</p> <p>2 情報の伝達</p> <p>3 区の対応 (1) 土砂災害警戒情報の活用</p>	<p>第7 土砂災害警戒情報の活用</p> <p><u>1 発表基準</u> 土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(1) 警戒基準 警戒基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁作成の降雨予測に基づく監視基準に達したときとする。</p> <p>(2) 警戒解除基準 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超えないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、東京都建設局と気象庁予報部が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。</p> <p><u>2 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項</u> <u>【削除】</u> (1) 発表対象とする土砂災害は、～(省略)。 (2) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、～(省略)。</p> <p><u>3 情報の伝達</u></p> <p><u>4 区の対応</u> (1) <u>避難指示又は避難勧告の発令</u></p>	<p>東京都建設局より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
316	<p>東京都及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたときは、区内に21箇所ある土砂災害警戒区域(うち10箇所の特別警戒区域を含む。<u>以下同じ。</u>)を踏まえ、高齢者や要配慮者に避難準備情報を発表する。<u>また、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。</u></p> <p>(4) 避難行動要支援者等への支援体制の整備</p> <p>土砂災害警戒区域の付近を中心に、社会福祉施設、医療施設等及び在宅の避難行動要支援者等に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者等の情報の共有を進めると共に、避難準備情報の発表基準・時期について検討する。</p>	<p>東京都及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたときは、区内に21箇所ある土砂災害警戒区域(うち10箇所の特別警戒区域を含む。)を踏まえ、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告を発令する。</u></p> <p>(4) 避難行動要支援者等への支援体制の整備</p> <p>土砂災害警戒区域の付近を中心に、社会福祉施設、医療施設等及び在宅の避難行動要支援者等に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者等の情報の共有を進めると共に、避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>の発表基準・時期について検討する。</p>	
317	<p>第4節 土砂災害防止法に基づく<u>ソフト</u>対策</p>	<p>第5節 <u>水防法</u>及び土砂災害防止法に基づく対策</p> <p>第1 水防法</p> <p>「水防法」は、洪水、雨水出水等の水災を警戒、防御し、被害を軽減して公共の安全を保持することを目的とした法律である。</p> <p>第2 浸水想定区域の指定</p> <p>国土交通大臣は水防法第14条第1項に基づき、河川ごとに、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。</p> <p>このうち、区に関係するものは神田川の浸水想定区域である。水防法第15条第1項及び第2項に基づき、以下の事項を</p>	<p>東京都建設局・防災危機管理課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考																														
		<p>定める。</p> <p>1 洪水予報等の伝達 「第4節 気象情報と通信連絡 第5 洪水予報」のとおり。</p> <p>2 救援センターの開設 浸水想定区域の区民の避難所は、以下の救援センターとする。</p> <table border="1" data-bbox="1059 587 1832 687"> <thead> <tr> <th>町丁目</th> <th>救援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高田一丁目、二丁目、三丁目</td> <td>目白小学校（第5地域本部）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設</p> <table border="1" data-bbox="1059 735 1832 1428"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民ひろば高南第一</td> <td>高田2-11-2</td> </tr> <tr> <td>区民ひろば高南第二</td> <td>高田3-38-7</td> </tr> <tr> <td>豊島区立高田介護予防センター</td> <td>高田3-38-7</td> </tr> <tr> <td>高田馬場病院</td> <td>高田3-8-9</td> </tr> <tr> <td>大同病院</td> <td>高田3-22-8</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム山吹の里</td> <td>高田3-37-17</td> </tr> <tr> <td>高齢者在宅サービスセンター山吹の里</td> <td>高田3-37-17</td> </tr> <tr> <td>目白らるスマート保育所</td> <td>高田3-20-1</td> </tr> <tr> <td>高田チャイルドルーム</td> <td>高田3-7-13</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンターこのまち高田馬場</td> <td>高田3-5-13</td> </tr> <tr> <td>スパ&リハビリり ころ目白台</td> <td>高田1-17-20</td> </tr> <tr> <td>リヴァトレ高田馬場</td> <td>高田3-7-9</td> </tr> </tbody> </table>	町丁目	救援センター	高田一丁目、二丁目、三丁目	目白小学校（第5地域本部）	名称	所在地	区民ひろば高南第一	高田2-11-2	区民ひろば高南第二	高田3-38-7	豊島区立高田介護予防センター	高田3-38-7	高田馬場病院	高田3-8-9	大同病院	高田3-22-8	特別養護老人ホーム山吹の里	高田3-37-17	高齢者在宅サービスセンター山吹の里	高田3-37-17	目白らるスマート保育所	高田3-20-1	高田チャイルドルーム	高田3-7-13	デイサービスセンターこのまち高田馬場	高田3-5-13	スパ&リハビリり ころ目白台	高田1-17-20	リヴァトレ高田馬場	高田3-7-9	
町丁目	救援センター																																
高田一丁目、二丁目、三丁目	目白小学校（第5地域本部）																																
名称	所在地																																
区民ひろば高南第一	高田2-11-2																																
区民ひろば高南第二	高田3-38-7																																
豊島区立高田介護予防センター	高田3-38-7																																
高田馬場病院	高田3-8-9																																
大同病院	高田3-22-8																																
特別養護老人ホーム山吹の里	高田3-37-17																																
高齢者在宅サービスセンター山吹の里	高田3-37-17																																
目白らるスマート保育所	高田3-20-1																																
高田チャイルドルーム	高田3-7-13																																
デイサービスセンターこのまち高田馬場	高田3-5-13																																
スパ&リハビリり ころ目白台	高田1-17-20																																
リヴァトレ高田馬場	高田3-7-9																																

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
317	<p>第1 土砂災害防止法</p> <p>第2 土砂災害警戒区域等の指定 土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。</p>	<p>4 要配慮者利用施設への洪水予報の伝達 「第4節 気象情報と通信連絡 第6 要配慮者利用施設への洪水予報の伝達」のとおり</p> <p>5 浸水想定区域の周知 区は、地域における防災訓練等で洪水ハザードマップを配布し、浸水時の避難場所や避難時の注意事項等について周知する。 【参照：第6 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ】</p> <p>第3 土砂災害防止法</p> <p>第4 土砂災害警戒区域等の指定 平成31年3月15日、東京都知事は土砂災害防止法に基づき、区内において土砂災害警戒区域21箇所、特別警戒区域10箇所を指定した。土砂災害防止法第8条第1項及び第2項に基づき、以下の事項を定める。</p> <p>1 情報の収集 区は、気象庁が発表する気象情報、土砂災害警戒情報及び警戒判定メッシュ情報の収集に努める。 また、土砂災害の前兆現象を把握するため、職員の巡回監視を行うとともに、警察・消防機関及び消防団等の防災関係機関から情報を収集する。</p> <p>2 避難勧告等の発令</p>	<p>東京都建設局・防災危機管理課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考												
		<p>避難勧告等や救援センターの開設状況等、避難に関する情報を土砂災害警戒区域等の区民に確実に伝達するため、区ホームページ、防災行政無線、安全・安心メール、SNS等、多様な手段を用いる。</p> <p>3 救援センターの開設</p> <p>土砂災害警戒区域等の区民の避難所は、以下の救援センターとする。</p> <table border="1" data-bbox="1061 638 1832 884"> <thead> <tr> <th>町丁目</th> <th>救援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南池袋四丁目、雑司が谷一丁目、目白一丁目、高田二丁目</td> <td>目白小学校（第5地域本部）</td> </tr> <tr> <td>駒込一丁目、二丁目、七丁目</td> <td>駒込小学校（第10地域本部）</td> </tr> <tr> <td>南大塚一丁目</td> <td>巣鴨小学校（第12地域本部）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設</p> <p>区内の土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1061 1031 1832 1129"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊島区立千登世橋中学校</td> <td>目白1-1-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達</p> <p>区は、固定電話又は防災行政無線を使用し、要配慮者利用施設へ土砂災害に関する情報、予報及び警報を伝達する。</p> <p>6 土砂災害警戒区域の周知</p> <p>区は、土砂災害警戒区域等の住民に対して、土砂災害ハザー</p>	町丁目	救援センター	南池袋四丁目、雑司が谷一丁目、目白一丁目、高田二丁目	目白小学校（第5地域本部）	駒込一丁目、二丁目、七丁目	駒込小学校（第10地域本部）	南大塚一丁目	巣鴨小学校（第12地域本部）	名称	所在地	豊島区立千登世橋中学校	目白1-1-1	
町丁目	救援センター														
南池袋四丁目、雑司が谷一丁目、目白一丁目、高田二丁目	目白小学校（第5地域本部）														
駒込一丁目、二丁目、七丁目	駒込小学校（第10地域本部）														
南大塚一丁目	巣鴨小学校（第12地域本部）														
名称	所在地														
豊島区立千登世橋中学校	目白1-1-1														

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
		<p>ドマップを各戸配布し、土砂災害からの的確に身を守るための知識を普及する。</p> <p>【参照：第6 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ】</p> <p>第5 要配慮者利用施設の利用者の安全確保 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正された。</p> <p>これにより、当該施設の管理者又は所有者（以下「管理者等」という。）は、以下の事項の実施が義務付けられた。</p> <p>1 計画の作成</p> <p>(1) 要配慮者利用施設の管理者等は、洪水時又は土砂災害時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>(2) 管理者等は、計画を作成したときは、遅滞なくこれを区に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>(3) 区は、管理者等が計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 管理者等は、作成した計画に基づき、洪水時又は土砂災</p>	<p>東京都建設局・防災危機管理課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
320	<p>第6節 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ</p> <p>第1 目的 (中略)</p> <p>また、土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域ならびにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊、<u>土石流、地滑り</u>)を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項を記載し、～(省略)。</p> <p>第2 想定と現況</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 洪水ハザードマップ配布</p> <p>2 土砂災害ハザードマップ配布</p> <p>3 区のホームページに掲載</p>	<p style="color: red;">害時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。</p> <p>第6 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ</p> <p>1 目的 (中略)</p> <p>また、土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域ならびにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊)を表示した図面に、土砂災害防止法第8条第3項に規定する事項を記載し、～(省略)。</p> <p>2 想定と現況</p> <p>3 事業計画</p> <p><u>(1)</u>洪水ハザードマップ配布</p> <p><u>(2)</u>土砂災害ハザードマップ配布</p> <p><u>(3)</u>区のホームページに掲載</p>	<p>東京都建設局より修正</p>
320	<p>第7節 避難</p>	<p>第6節 避難</p> <p>第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p style="color: red;">平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」(内</p>	<p>東京都建設局・防災危機管理課よ</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考										
		<p>閣府（防災担当）策定）が改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動を取る、との方針が示された。この方針に沿って、住民が取るべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。警戒レベル、住民が取るべき行動及び区の対応は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1061 587 1836 1407"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>取るべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5相当</td> <td>すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4相当</td> <td>速やかに避難行動を取る。区からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3相当</td> <td>高齢者、障害者、乳幼児を連れた方等（以下「高齢者等」。）の避難に時間を要する人とその支援者は避難行動を取る。区からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等は自ら避難の判断をする。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2相当</td> <td>ハザードマップ等により、避難先や避難経路等、避難行動について確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	取るべき行動	警戒レベル5相当	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。	警戒レベル4相当	速やかに避難行動を取る。区からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	警戒レベル3相当	高齢者、障害者、乳幼児を連れた方等（以下「高齢者等」。）の避難に時間を要する人とその支援者は避難行動を取る。区からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等は自ら避難の判断をする。	警戒レベル2相当	ハザードマップ等により、避難先や避難経路等、避難行動について確認する。	り修正
警戒レベル	取るべき行動												
警戒レベル5相当	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。												
警戒レベル4相当	速やかに避難行動を取る。区からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。												
警戒レベル3相当	高齢者、障害者、乳幼児を連れた方等（以下「高齢者等」。）の避難に時間を要する人とその支援者は避難行動を取る。区からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等は自ら避難の判断をする。												
警戒レベル2相当	ハザードマップ等により、避難先や避難経路等、避難行動について確認する。												

現行 の頁	現 行	修 正 案		備 考
		警戒レベル1相当	最新の防災気象情報等に留意する等、災害への心構えを高める。	
		防災気象情報	区の対応	
		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生情報 ※可能な範囲で発令 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示(緊急) ・避難勧告 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・氾濫注意情報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・早期注意情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒体制 	
		<p>1 区民の対応</p> <p>区民は、区から避難勧告(警戒レベル4)や避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)等が発令された場合、速やかに避難行動を取る。</p> <p>一方、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難勧告等よりも先に発表されるため、避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際は、避難勧告等が発令されてい</p>		

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考
320	<p>第1 避難勧告の判断基準設定</p> <p>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。</p>	<p>なくとも危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。</p> <p>2 普及・啓発</p> <p>区は、5段階の警戒レベルと防災気象情報との関係や考え方等について、各種防災訓練を通じて、区民への普及・啓発を図る。</p> <p>第2 避難勧告の判断基準設定</p> <p>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>区は、国の「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。</p>	<p>東京都建設局より修正</p>
321	<p>第2 避難誘導</p> <p>第3 避難場所の設置</p> <p>第8節 防災広報の充実</p> <p>第1 平常時</p> <p>(中略)</p> <p>10 避難勧告等に関する取り扱い(避難準備情報を含む)</p>	<p>第3 避難誘導</p> <p><u>【削除】</u></p> <p>第7節 防災広報の充実</p> <p>第1 平常時</p> <p>(中略)</p> <p>10 避難勧告等に関する取り扱い(避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>を含む)</p> <p><u>1.1 土嚢の入手方法</u></p>	<p>防災危機管理課より修正</p> <p>東京都建設局・区民相談課・防災危機管理課より修正</p>

現行 の頁	現 行	修 正 案	備 考																								
322	<p>第9節 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有</p> <p>第2 同一河川・圏域・流域の設定</p> <table border="1" data-bbox="259 491 1037 981"> <thead> <tr> <th>河川・圏域・流域名</th> <th>区数</th> <th>対象区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隅田川及び新河岸川流域</td> <td>11</td> <td>千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、<u>葛飾区</u></td> </tr> <tr> <td>神田川流域</td> <td>10</td> <td>千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区</td> </tr> <tr> <td>石神井川・白子川流域</td> <td>4</td> <td>豊島区、北区、板橋区、練馬区</td> </tr> </tbody> </table>	河川・圏域・流域名	区数	対象区	隅田川及び新河岸川流域	11	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、 豊島区 、北区、荒川区、板橋区、足立区、 <u>葛飾区</u>	神田川流域	10	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、中野区、杉並区、 豊島区 、練馬区	石神井川・白子川流域	4	豊島区 、北区、板橋区、練馬区	<p><u>12</u> <u>荒天時のごみ収集・資源回収について</u></p> <p>第<u>8</u>節 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有</p> <p>第2 同一河川・圏域・流域の設定</p> <table border="1" data-bbox="1066 491 1843 1077"> <thead> <tr> <th>河川・圏域・流域名</th> <th>区<u>市</u>数</th> <th>対象区<u>市</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隅田川及び新河岸川流域</td> <td>11</td> <td>千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区</td> </tr> <tr> <td>神田川流域</td> <td><u>15</u></td> <td>千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、<u>世田谷区</u>、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、<u>北区</u>、<u>荒川区</u>、練馬区、<u>武蔵野市</u>、<u>三鷹市</u></td> </tr> <tr> <td>石神井川・白子川流域</td> <td><u>10</u></td> <td>豊島区、北区、<u>荒川区</u>、板橋区、練馬区、<u>武蔵野市</u>、<u>小金井市</u>、<u>小平市</u>、<u>西東京市</u>、<u>東村山市</u></td> </tr> </tbody> </table>	河川・圏域・流域名	区 <u>市</u> 数	対象区 <u>市</u>	隅田川及び新河岸川流域	11	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、 豊島区 、北区、荒川区、板橋区、足立区	神田川流域	<u>15</u>	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、 <u>世田谷区</u> 、渋谷区、中野区、杉並区、 豊島区 、 <u>北区</u> 、 <u>荒川区</u> 、練馬区、 <u>武蔵野市</u> 、 <u>三鷹市</u>	石神井川・白子川流域	<u>10</u>	豊島区 、北区、 <u>荒川区</u> 、板橋区、練馬区、 <u>武蔵野市</u> 、 <u>小金井市</u> 、 <u>小平市</u> 、 <u>西東京市</u> 、 <u>東村山市</u>	<p>東京都建設局より修正</p>
河川・圏域・流域名	区数	対象区																									
隅田川及び新河岸川流域	11	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、 豊島区 、北区、荒川区、板橋区、足立区、 <u>葛飾区</u>																									
神田川流域	10	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、中野区、杉並区、 豊島区 、練馬区																									
石神井川・白子川流域	4	豊島区 、北区、板橋区、練馬区																									
河川・圏域・流域名	区 <u>市</u> 数	対象区 <u>市</u>																									
隅田川及び新河岸川流域	11	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、 豊島区 、北区、荒川区、板橋区、足立区																									
神田川流域	<u>15</u>	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、 <u>世田谷区</u> 、渋谷区、中野区、杉並区、 豊島区 、 <u>北区</u> 、 <u>荒川区</u> 、練馬区、 <u>武蔵野市</u> 、 <u>三鷹市</u>																									
石神井川・白子川流域	<u>10</u>	豊島区 、北区、 <u>荒川区</u> 、板橋区、練馬区、 <u>武蔵野市</u> 、 <u>小金井市</u> 、 <u>小平市</u> 、 <u>西東京市</u> 、 <u>東村山市</u>																									
323	<p>第10節 水防工法</p> <p>第1 水防実施報告書</p> <p>第11節 水防資器材</p>	<p>第<u>9</u>節 水防<u>実施報告等</u>・水防資器材</p> <p>第1 水防実施報告<u>等</u></p> <p><u>第2 水防資器材</u></p>	<p>防災危機管理課より修正</p>																								